



かながわ都市マスターplan 概要版

地域の個性を伸ばし、活力と魅力あふれる強靭な都市 かながわ

改定素案

ご意見募集期間

令和2年10月 日()～令和2年11月 日()

意見募集についての詳細は、最終ページをご覧ください。

みなさまのご意見をお待ちしています。

はじめに

県は、県土全体の広域的な都市づくりの長期ビジョンとして、「かながわ都市マスター プラン（以下「本プラン」という。）」を策定し、市町村などと連携しながら、総合的かつ計画的な都市づくりを推進してきました。

本プランは、昭和 61 年に策定して以来、社会経済情勢の変化などに的確に対応するため、これまでに 5 回の見直しを行っています。

前回改定（平成 19 年 10 月）では、人口減少社会の到来を見据えて、「持続可能な県土・都市づくり」という考え方を追加するなどの改定を行い、平成 25 年 3 月には、東日本大震災の発生を踏まえて、最大クラスの津波からいのちを守るための予防対策などを追加する一部改訂を行いました。

前回改定から 10 年以上が経過しており、将来を展望すると、人口減少社会の本格化、気候変動の影響などによる災害の頻発・激甚化、既存ストックの老朽化などの問題※が顕在化する一方、リニア中央新幹線による国土構造の変革、首都圏 3 環状道路の概成、インバウンドの増加、ＩＣＴ の技術革新といった進展なども見込まれており、国際競争力の向上及び地方創生の観点も踏まえて、これらに的確に対応した都市づくりを進める必要があります。

そこで、本プランの改定に着手することとし、このたび、改定素案をとりまとめました。ぜひ、ご覧いただき、県民の皆さんのご意見をお寄せください。

※新型コロナウイルス感染症への対応については課題認識があるものの、具体的な取組みについては今後、国の動向などを注視しながら検討していきます。

《この冊子の構成》

序	2
1 これからの都市づくりに向けて	4
2 都市づくりの基本方向	8
3 都市圏域別都市づくりの基本方向	15
4 広域的な視点に立った取組み	26
5 部門別都市づくりの方針	28
6 都市づくりの推進	33

序

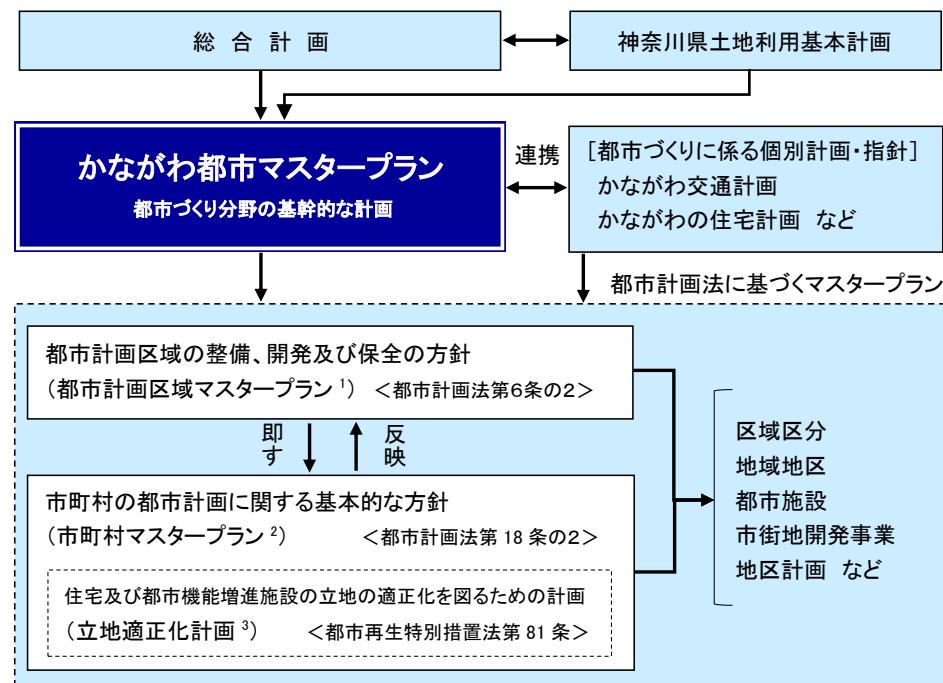
1 目的

かながわ都市マスタープランは、2040 年代前半(概ね 20 年後)を展望した「神奈川の県土・都市像」を都市づくりの分野から描き、その実現に向けて広域的な都市づくりの基本方向を示すことによって、土地利用、社会資本整備、市街地整備を総合的かつ計画的に推進することを目的とします。

2 諸計画との関係と役割

○ 「総合計画」、「神奈川県土地利用基本計画」との関係

本プランは、「総合計画」の県土・まちづくり分野の軸となる主な個別計画であるとともに、「神奈川県土地利用基本計画」に定める県土利用の基本方針の実現化に向けた都市づくりの指針となるものです。



○ 都市計画法に基づくマスタープランとの関係

本プランは、県土全体の広域的な都市づくりの長期ビジョンを示しています。このビジョンをもとに、県または指定都市が定める「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(都市計画区域マスタープラン)」と、市町村が定める「市町村の都市計画に関する基本的な方針(市町村マスタープラン)」の役割分担と連携のもとで、都市づくりの主要な施策である都市計画を推進していきます。

また、「市町村マスタープラン」と連携することによって、地域住民の意見を反映した地域の個性や魅力を引き出す都市づくりを展開していきます。

○ 都市づくりに係る個別計画・指針との関係

本プランは、広域的な都市づくりの実現化に向けて、「かながわ交通計画」、「かながわの住宅計画」など^{*4}と連携して、社会資本整備の総合的かつ効率的な整備を図ります。

○ 関連諸施策との関係

本プランは、関連諸施策として、「神奈川県中小企業・小規模企業活性化推進計画」、「神奈川県環境基本計画」及び「神奈川県地域防災計画」など⁵と連携して、総合的かつ計画的に都市づくりを進めます。

○ 本プランの役割

本プランは、具体的な都市づくりや大規模地震などによる被災後の都市復興(復興事前準備を含む)にあたり、県域もしくは市町村域といった行政の範囲を越えるような、広域的な課題に対する都市づくりの基本的な方向性の提示、広域的な事業に関する調整機能といった役割を担っています。

○ かながわ都市マスタープラン(津波対策編、地域別計画)について

別冊となっていた「かながわ都市マスタープラン(津波対策編)」(平成 25 年3月一部改訂)については、気候変動の影響などによる災害の頻発・激甚化への対応などを併せて、今回の改定において、全体整合を図りつつ本プランと1本化しました。

また、「かながわ都市マスタープラン・地域別計画」(平成 22 年11月改定)については、都市圏域別都市づくりの基本方針を、法定計画である「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」(平成 28 年 11 月告示)に移行して実効性を高めたことから、その他必要な事項(各都市圏域に共通する都市づくりの考え方、各都市圏域の課題・地域の拠点・都市連携軸)について、今回の改定において、全体整合を図りつつ本プランと1本化しました。

* 1 都市計画区域マスタープラン
都市計画法第6条の2の規定に基づき、県または指定都市が都市計画区域ごとに定める整備、開発及び保全の方針のこと。本県では、30 の都市計画区域が指定されています。

* 2 市町村マスタープラン
都市計画法第 18 条の規定に基づき、市町村が定める都市計画に関する基本的な方針のこと。本県では都市計画区域が指定されている全市町で策定されている。

* 3 立地適正化計画
都市再生特別措置法第 81 条の規定に基づき、市町村が作成することができる住宅及び都市機能増進施設の立地の適正化を図るために計画のこと。同法第 82 条の規定により、公表されたときはこの計画の基本的な方針が市町村マスタープランの一部とみなされる。計画制度と財政・金融・税制等による支援措置とを結びつける役割を果たすもので、本県では現在、11 の市町が具体的な取組みを行っている。

* 4 「かながわの住宅計画」など
その他、「神奈川県立都市公園の整備・管理の基本方針」、「かながわの川づくり計画」、「相模川流砂系総合土砂管理計画」、「酒匂川総合土砂管理プラン」、「相模灘沿岸海岸保全基本計画」、「東京湾沿岸海岸保全基本計画」、「相模湾沿岸海岸侵食対策計画」、「改定かながわ下水道 21」、「神奈川県都市防災基本計画」、「神奈川景観づくり基本方針」、「神奈川県縁の回廊構想」がある。

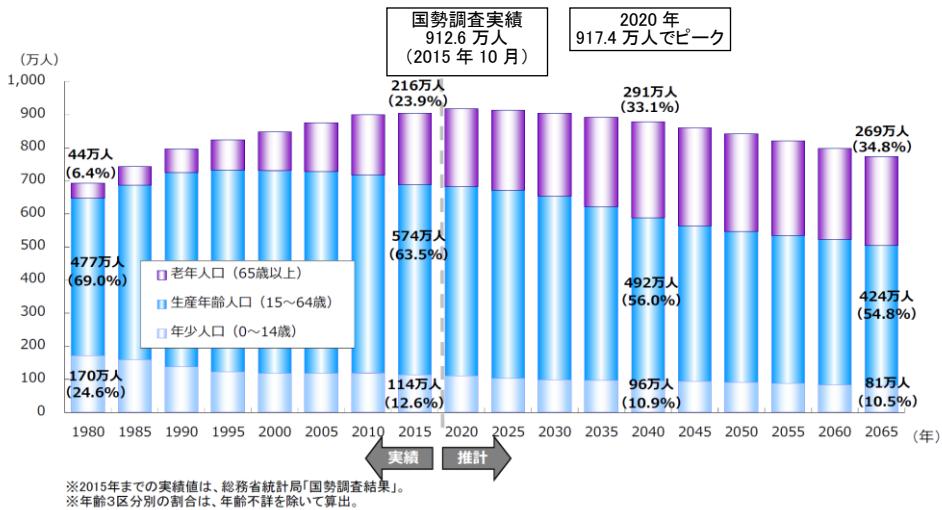
* 5 「神奈川県地域防災計画」など
その他、「かながわ生物多様性計画」、「かながわスマートエネルギー計画」、「神奈川県国土強靭化地域計画」、「神奈川県観光振興計画」、「かながわ農業活性化指針」、「第2期神奈川県まち・ひと・しごと創生総合戦略」がある。

1 時代の変化と見通し

今後の神奈川の都市づくりに当たっては、都市をめぐる諸情勢の変化を展望し、それらに応じた計画づくりや施策展開が必要となります。

◆少子高齢化の進行と人口減少社会の本格化

県の人口推計では、県は 2020 年頃をピークに人口減少に転ずると予測しております、少子高齢化の進行や人口減少社会の本格化などを踏まえた都市づくりが求められています。



資料:神奈川県政策局

◆気候変動、環境問題の顕在化

気候変動の影響などにより、農作物への被害、動植物の分布域の変化などが顕在化する中、「パリ協定^{*6}」の発効など気候変動への対応が国際的に強く意識されています。

そのため、今後も県民、NPO、企業、行政が連携した環境負荷の低減や景観形成に配慮した取組みが求められています。

◆災害の頻発・激甚化と安全・安心の意識の高まり

地震・津波、火山災害、気候変動の影響による風水害や土砂災害の頻発・激甚化、新型コロナウイルス感染症の感染拡大などにより、県民の生命や財産が脅かされています。

そのため、防災・減災対策をはじめ、防災意識社会^{*7}の構築や都市復興に備えた事前の準備、コミュニティの維持・形成や防犯性の向上に配慮した住環境の整備が求められています。

◆国際化の進展と産業構造の転換

情報通信技術(ICT)の進展や高速交通網の充実などによって、人、モノ、情報が自由に移動できるようになり、産業や経済のグローバル化、外国人観光客や外国籍県民の増加、テレワークといった働き方の多様化が進んでいます。

そのため、海外からの人、モノの受入れ体制の強化やアジア諸国をはじめとする諸外国を相手とした産業の活性化に資する環境整備、観光振興に対応した取り組み、SDGs^{*8}やESG投資^{*9}を踏まえた取組みが求められています。

◆新技術のまちづくりへの展開

Society5.0^{*10} の実現を目指して、ロボットや自動運転車の技術、MaaS^{*11}といった最先端のテクノロジーを取り入れたまちづくりにより、様々な課題の克服を図ることが求められています。

◆既存ストックの老朽化、官民連携の進展

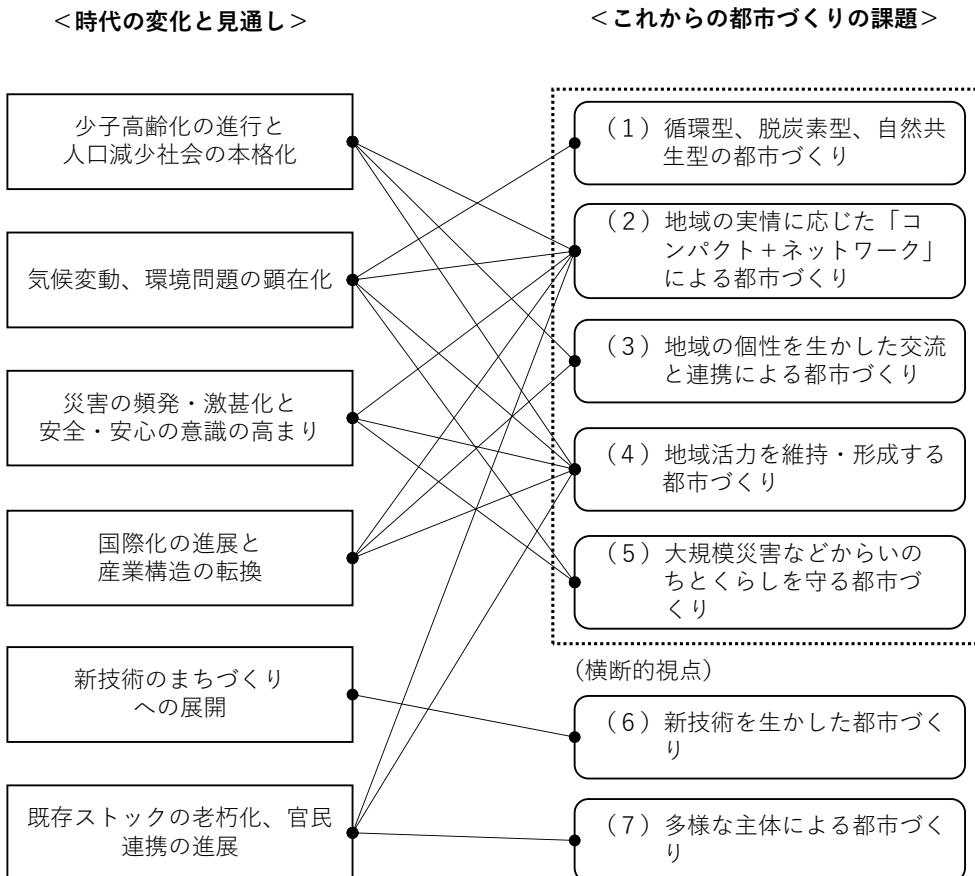
既存ストックの老朽化が進むとともに、厳しい財政状況が続くことが懸念される中、官民連携による都市づくりが進展しています。また、国土形成計画において、「対流促進型国土^{*12}」の形成を図ることとしています。

そのため、既存ストックの効率的な維持管理や利活用、エリアマネジメント^{*13}など多様な主体による都市づくり、対流を促進する都市づくりなど、持続可能な都市運営が求められています。

2 これからの都市づくりの課題

今後は、既存ストックを賢く使うとともに、技術の進展を生かしながら、地域の個性を磨きつつ地域の実情に応じてコンパクトで安全性が高い都市づくりと交流と連携による活力と魅力ある都市づくりを進め、安定・成熟した持続可能な社会とすることが必要です。

そこで、都市づくりの基本方向を定めるに当たり、時代の変化と見通しを踏まえ、これからの都市づくりに向けた7つの課題について整理します。



*6 パリ協定
2015年12月の気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）で採択された協定。温室効果ガス削減に向けて自国の決定する目標を出し、目標達成に向けた取組みを実施することなどを規定した。地球の平均気温の上昇を2°Cより十分下方に抑えるとともに、1.5°Cに抑える努力を追求することなどを目的としている。

*7 防災意識社会
近年発生した数多くの災害の教訓を踏まえ、行政・住民・企業のすべての主体が災害リスクに関する知識と心構えを共有し、洪水・地震・土砂災害などの様々な災害に備える社会。

*8 SDGs
持続可能な開発目標。2030年を期限とする包括的な17のゴールと細分化した169のターゲットが設定されており、「誰一人取り残さない」社会の実現をめざし、「経済・社会・環境」をめぐる広範な課題に、統合的に取り組むこととしている。

*9 ESG投資
環境（Environment）、社会（Social）、ガバナンス（Governance）の頭文字を取ったもの。企業の長期的な成長のためにはこれらの観点への投資が重要であるという考え方方が広まってきている。

*10 Society5.0
サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会のこと。

*11 MaaS
出発地から目的地までの移動ニーズに対して最適な移動手段をシームレスに一つのアプリで提供するなど、移動を単なる手段としてではなく、利用者にとっての一元的なサービスとして捉える概念。

*12 対流促進型国土
地域間相互の人・モノ・情報の交流を温度の異なる流体の運動である「対流」になぞらえた考え方。国土全体として、それぞれの地域が多様性を進化させ、「温度差」による対流を生み、人・モノ・情報の交流が活性化させることをめざす国土像。

*13 エリアマネジメント
地域における良好な環境や地域の価値を維持・向上させるための、住民・事業主・地権者等による具体的な取り組みのこと。

◆循環型、脱炭素型、自然共生型の都市づくり

- 環境負荷の少ない循環型、脱炭素型の都市づくりへの転換
- 自然共生型の都市づくりへの転換

神奈川には、海、山、川、湖など固有の自然が豊富にあり、これらが地域の個性や魅力を形づくっていますが、気候変動の影響や都市化の進展などにより、本来自然が有する浄化や循環などの機能やしづみの低下が懸念されています。

そのため、地球温暖化対策や身近な地域の環境問題への対応、丹沢大山などの豊かなみどりや水源の森林、里地里山の保全、相模湾の海岸侵食に対応した河川流域での対策など、広域的な取組みが求められています。

そこで、これからの中長期に当たっては、環境負荷の少ない循環型、脱炭素型の社会をめざすとともに、自然的環境の保全・管理を通じた自然と共生する都市づくりが必要です。

◆地域の実情に応じた「コンパクト＋ネットワーク」による都市づくり

- 首都圏の一員として「対流」を促進する都市づくり
- 地域の実情に応じた集約型都市構造の実現

首都圏は、我が国の政治、経済、文化などの諸活動の中核的役割を担ってきました。今後も国際競争力を強化して活力と魅力を創出するため、神奈川もその一員としての役割や機能を担うことが求められており、また、県全体として人口減少社会や超高齢社会の進行、人口の地域的偏在の拡大が見込まれることから、これらに対応した都市機能の充足などが求められています。

そのため、これからの中長期に当たっては、地域の実情に応じた重層的かつ強靭な「コンパクト＋ネットワーク」^{*14} の観点から都市づくりを進めていくことが必要です。

◆地域の個性を生かした交流と連携による都市づくり

- 地域の個性や魅力の保全・活用
- 多様なライフスタイルに対応した都市環境の形成

少子高齢化・人口減少社会の進行、人々のライフスタイルの多様化が見込まれる中、神奈川がもつ豊かな自然や歴史・文化、景観など様々な地域資源は、地域としての個性や魅力を再認識し、活用することが求められています。

そのため、少子高齢・人口減少社会を前提とした地域の個性や魅力の活用、多様なライフスタイルへ適応できる自立した都市づくりが求められているとともに、それを支える交流と連携の促進が必要です。

◆地域活力を維持・形成する都市づくり

- 広域・地域間の交流・連携を促進するネットワークの形成
- 産業構造の変化や交通網の整備に対応した都市基盤の充実
- 既存ストックの有効活用、戦略的なメンテナンス

国際化の進展などの社会情勢の変化は、一部の地域で中心市街地や地域産業の衰退を招いている一方、新たなビジネスの展開をもたらしています。地域の活力を維持・形成していくには、既存ストックを有効活用しながら地域の魅力の向上を図る必要があり、様々な主体が連携するとともに、最新のICTなど

を積極的に活用して取り組むことが求められています。

そこで、これからの中長期に当たっては、人、モノ、情報の交流・連携を促進するネットワークを形成し、産業構造の変化に対応しながら、地域活力の維持・形成を図っていくことが必要となります。

◆大規模災害などからいのちとくらしを守る都市づくり

- 都市における防災・減災力の向上
- 災害に強い安全な市街地の形成
- 安心してくらせる市街地の形成
- 新型コロナウイルス感染症などへの対応

神奈川は、都心南部直下地震などの地震や津波、富士山・箱根山の火山災害、頻発化・激甚化する風水害や土砂災害などにより大きな被害を受けると想定されていることから、これまで以上に減災の観点を重視し、被災後の復興まで視野に入れて取組みを進めていく必要があります。

また、高齢者の増加、インバウンドの増加などを踏まえて、それらに対応した環境づくりが求められています。さらに、新型コロナウイルス感染症の感染拡大などを踏まえた新しい都市づくりについて検討を進める必要があります。

そのため、いのちとくらしを守る取組み、防災・減災が主流となる社会^{*15}、災害に強い安全な市街地、強靭な県土^{*16}の形成を図るとともに、誰もが安心してくらせる都市づくりが求められています。

◆新技術を生かした都市づくり

- 環境・エネルギー技術などによるスマートシティの実現
- 完全自动運転などによるスマートモビリティ社会の実現
- IoT・ビッグデータなどの活用

自動運転車、ロボット、人工知能(AI)など、都市づくりや交通、産業、エネルギーなどに大きくかかわる様々な技術が開発されつつあります。今後、これらの最先端のテクノロジーを適切に都市に実装しつつ、防災、環境、産業など様々な分野が連携しながら、都市課題を解決していくことが求められます。

自動運転車やMaaSなどは、これまでの公共交通や自家用車といった交通手段の概念を大きく変える可能性もあります。これらの新たな技術は都市の構造をも変えてしまう可能性もあることから、都市課題の解決をめざしつつも、既存の都市においてどのように実装していくかは適切な検討が必要となります。

そうした中で、スマートシティの取組みや、最先端技術と大胆な規制改革により理想の未来社会を先行実現する「スーパーシティ^{*17}」構想に向けた国による取組みが進められています。

◆多様な主体による都市づくり

- 市町村間の連携強化と県による広域調整
- 県民・NPO・企業などとの協働によるまちづくりの推進

都市型社会^{*18}では、国・市町村・県の係わりや県民・企業・行政との係わりなどに変化が生じ、特に県民のまちづくりへの関心や参加意識が高まるとともに、PPP/PFI^{*19}による民間事業者との係わりが活発化しています。

そのため、これからの中長期においては、県民・NPO・企業など多様な主体がこれまで以上に参加しやすいしくみづくりが必要です。

*14 重層的かつ強靭な「コンパクト+ネットワーク」
「コンパクト」とは空間的な密度を高める「まとまり」を、「ネットワーク」とは地域と地域の間の「つながり」を意味し、持続可能な地域を維持・形成するためには各種機能がコンパクトにまとまった地域と居住地域が交通や情報通信のネットワークでつながることが重要になる。また、「コンパクト+ネットワーク」は、各種機能に応じて階層的な構造になるため巨大災害への備えや広域観光周遊ルートの形成などを含め、災害に対する強さやかな構造とするため、重層的かつ強靭な形で形成することが重要となる。

*15 防災・減災が主流となる社会
災害から国民のいのちとくらしを守るために、行政機関、民間企業、国民一人ひとりが、意識・行動・仕組みに防災・減災を考慮することが当たり前となる社会。

*16 強靭な県土
いかなる災害等が発生しようとも人命の保護が最大限図られる、県土及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される、県民の財産及び公共施設に係る被害の最小化、迅速な復旧復興の4つを基本目標として、「強さ」と「しなやかさ」を持った安全・安心な県土・地域・経済社会をいう。

*17 スーパーシティ
第四次産業革命における最先端の技術を活用し、未来のくらしを先行実現する「まるごと未来都市」。大胆な規制改革を伴う複数分野のスマート化の取組みを同時にくらしに実装し、社会的課題の解決を図る。

*18 都市型社会
これまでの「都市化社会」から、知識集約化への産業構造の転換に伴い、豊かな生活の重視をもとに地域からのまちづくりにより、都市の魅力を増していく社会。

*19 PPP/PFI
PPP<Public Private Partnership>は、官民が連携して公共サービスの提供を行うスキーム。PFI<Private Finance Initiative>はPPPの一つで、公共施設などの建設、製造、改修、維持管理若しくは運営又はこれらに関する企画の全部又は一部に、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用することにより、効率的かつ効果的に事業を実施する手法。

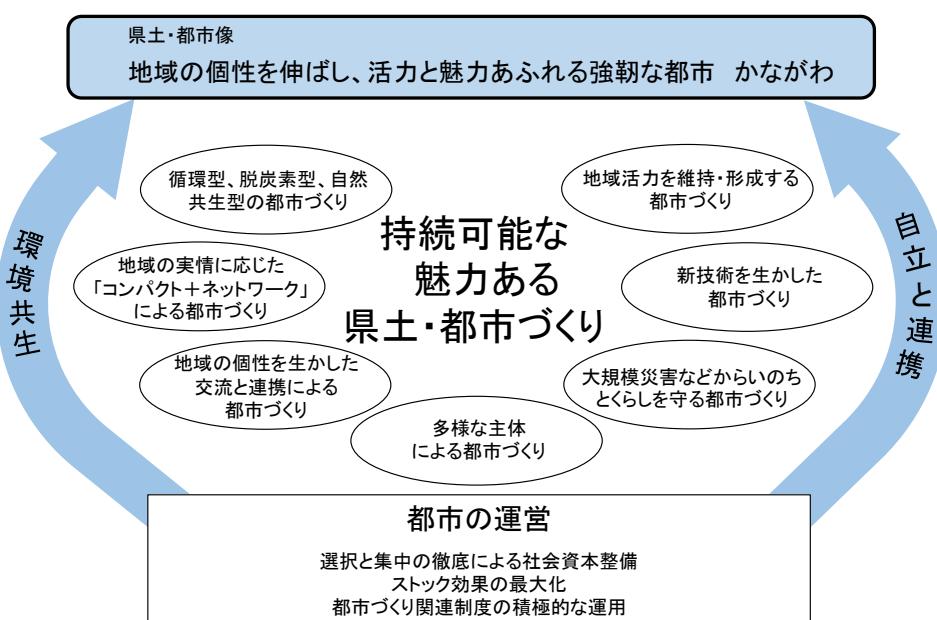
1 県土・都市像

都市づくりの基本方向

将来(2040 年代前半)を展望した県土・都市像を『地域の個性を伸ばし、活力と魅力あふれる強靭な都市 かながわ』とし、県民一人ひとりが生き生きとくらすことのできる活動の場にふさわしい価値・持続性を高めた機能と空間を備える県土・都市づくりをめざします。

県土・都市像の実現に当たっては、「環境共生」と「自立と連携」の2つの県土・都市づくりの方向性を定め、県民・市町村との協働のもとに、総合的かつ計画的な都市づくりを展開します。

その際、SDGsの理念を共有し、人口減少社会の本格化などを踏まえて「質的向上・県土の適切な利用と管理」、「スマートシティ」、「ダイバーシティ(多様性)」、「レジリエンス(強靭性)」といった観点を重視しつつ、ESG投資、民間活力の活用、特区制度^{*20}との連携なども図りながら、人を引きつける魅力ある都市づくりを進めるとともに、地域の個性を生かし、社会経済の動向や環境・生活の質の向上に配慮し、選択と集中の徹底による社会資本整備、ストック効果の最大化^{*21}、都市づくり関連制度の積極的な運用といった“都市を運営していく”といった観点から進めることで、次の世代に引き継げる持続可能な魅力ある県土・都市づくりを実現します。



持続可能な開発目標（SDGs）との関係について

持続可能な開発目標(SDGs)は、2015(平成 27)年9月の国連サミットで採択された2030年までの国際目標で、持続可能な世界を実現するための17のゴール・169のターゲットから構成されています。

本プランでは、次の世代に引き継げる持続可能な魅力ある県土・都市づくりをめざしており、SDGsがめざすゴールのうち、「9 産業と技術革新の基盤をつくろう」、「11 住み続けられるまちづくりを」を中心として、理念を共有しています。

今後も本プランで広域的な都市づくりの基本方向を示すことによって、土地利用、社会資本整備、市街地整備を総合的かつ計画的に推進していき、世界的な課題の解決にも役割を果たしていきます。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



資料:国際連合広報センター

*20 特区制度
区域を限定して規制の特例措置を認める制度。本県では、国家戦略特区、京浜臨海ライフイノベーション・国際戦略総合特区、さがみロボット産業特区の3つの特区が指定されている。また、「スーパーシティ」構想を実現するための「国家戦略特別区域法の一部を改正する法律」が令和2年9月に施行されている。

*21 ストック効果の最大化
第4次社会資本整備重点計画で示された考え方。ここでは、持続可能な社会資本整備に向けて、集約・再編を含めた既存施設の戦略的メンテナンス、既存施設の有効活用（賢く使う取組み）といったマネジメントの徹底、PPP/PFIの積極活用などを指す。

多様性（ダイバーシティ）に配慮した都市づくり

これからの中長期計画においては、年齢や性別、障がいなどにかかわらず、誰もが安心して生活できる、多様性（ダイバーシティ）を考慮した都市づくりが重要です。

県では、世界保健機関(WHO)が主導する高齢者に優しい地域づくりに取り組む自治体の国際的なネットワーク「エイジフレンドリーシティ」の取組みを推進しており、また、障がいのある方への理解を深め、ともに生きる社会の実現をめざすため、「ともに生きる社会かながわ憲章」を定めています。

本プランにおいても、誰もが安心して生活し、自分の意思で自由に移動でき、社会参加できる共生社会の実現に向けて、新たな技術なども活用しながら多様性（ダイバーシティ）に配慮した都市づくりをめざします。



2 県土・都市づくりの方向性

◆「環境共生」の方向性

環境と共生した安全性の高い県土の形成

利便性が高くにぎわいのある都市環境と個性ある豊かな自然的環境とともに存在し、調和している神奈川の魅力を維持・向上させるため、自然や地形などを考慮して水やみどりの適切な保全と活用を図ります。

さらに、地域の実情に応じた土地利用と、地域資源や既存ストックを有効活用することにより、神奈川らしさを生かし、環境と共生した安全性の高い県土・都市づくりを進めます。

そこで、県土の土地利用状況などを踏まえて3つのゾーン（複合市街地ゾーン、環境調和ゾーン、自然的環境保全ゾーン）と「水とみどりのネットワーク」を設定します。

ゾーンごとに環境共生の方向性を定めることで、それぞれの特性に応じ、都市環境と自然的環境が調和したメリハリのある県土の形成を図ります。また、ゾーン間での連携により様々な環境問題への対応を図ります。

複合市街地ゾーン

- 多様な都市機能の集積と居心地が良く歩きたくなるまちなかの形成
- まちなか居住の誘導
- 環境や防災に配慮したゆとりある市街地の形成
- 低未利用地（空き地・空き家）などの有効活用
- 自然的環境や良好な都市景観の保全・創出



中心市街地などでのまちなか居住

環境調和ゾーン

- 都市と自然のバランスへの配慮
- 自然の恵みを生かした地域活力の維持・創出
- 市街地の無秩序な拡大抑制



都市と自然のバランス

自然的環境保全ゾーン

- 自然的環境の積極的な保全
- 様々な機能を持つ森林の保全と活用
- 都市住民の自然とのふれあいの場の創出



多様な主体による森林保全

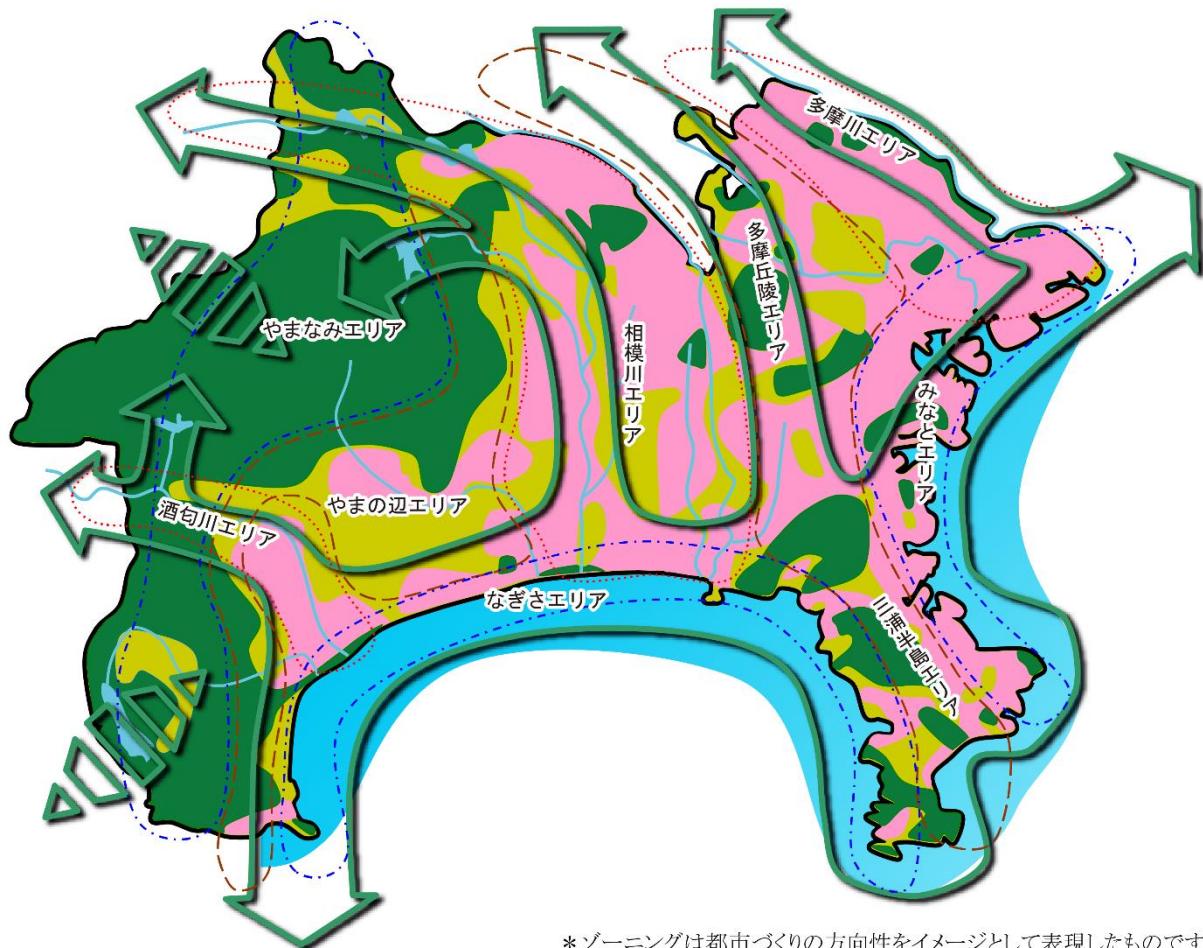
水とみどりのネットワーク

- 神奈川の特色ある風土・環境・景観を生かし育み、水辺や緑地などのネットワーク化
- 多様な機能・役割を持つ自然的環境や、地域の歴史と一体となったみどりの風景などは、首都圏の共有財産として、山・川・海の連続性を踏まえた多様な主体のネットワークによる保全・活用
- 東京・山梨・静岡との交流を通じた、県境を越えて水とみどりの保全・活用



水とみどりの保全・活用

● 環境と共生した都市づくり ●



*ゾーニングは都市づくりの方向性をイメージとして表現したものです。

凡 例			
複合市街地ゾーン	➡	水とみどりのネットワーク	地勢的な広がりのエリア
環境調和ゾーン	➡➡➡	県域を越える山なみエリアの連続性	海・山を中心とするエリア
自然的環境保全ゾーン	—	主要な河川	河川を中心とするエリア
			丘陵を中心とするエリア

◆「自立と連携」の方向性

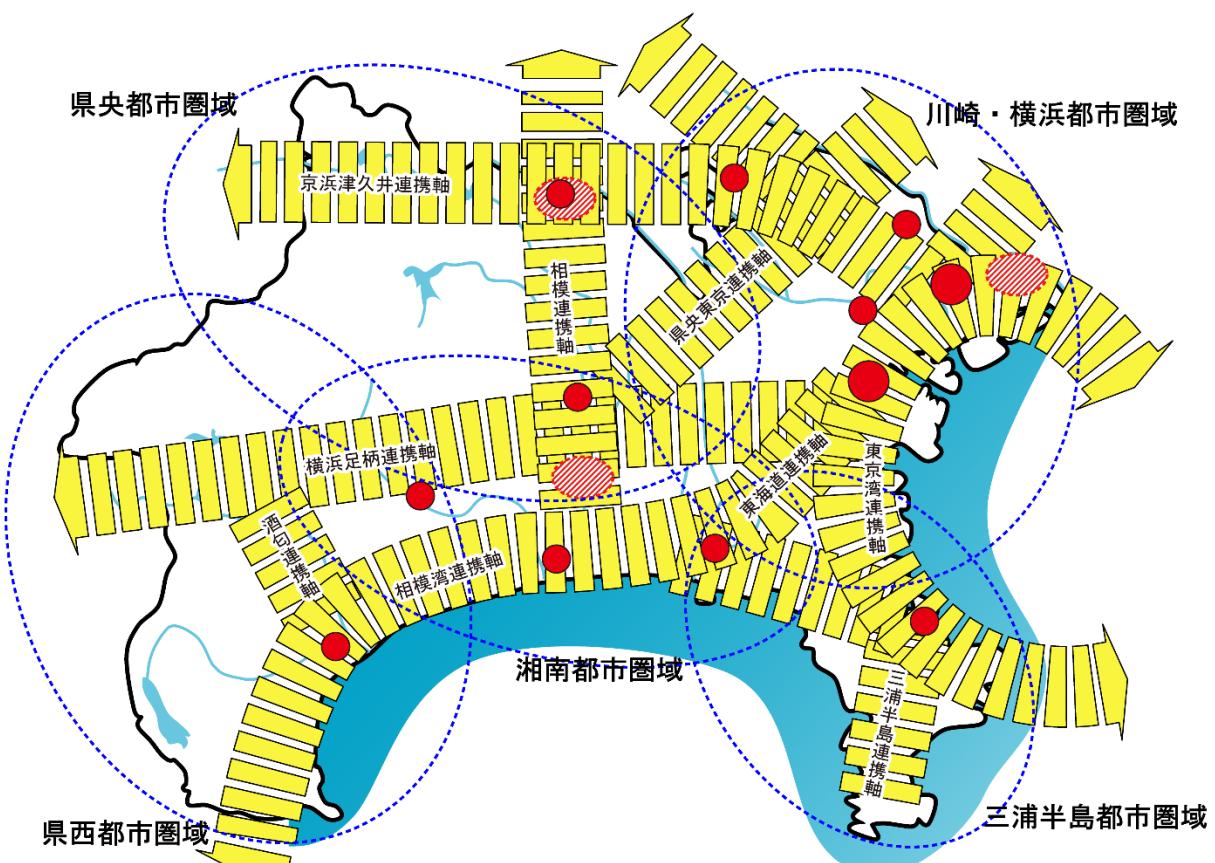
自立と連携による活力と魅力ある県土の形成

自立と連携による活力と魅力ある県土の形成を図るため、県土の骨格をなす地形や人、モノ、情報の集積と流動状況や地域政策圏などを踏まえて、5つの都市圏域を設定し、将来の県土・都市づくりの方向性を共有していきます。

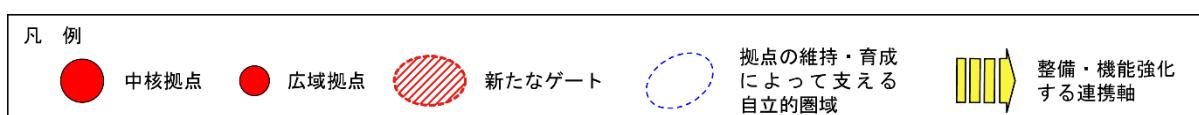
それぞれの都市圏域では、地域の特性を生かして地域力を高めることで、個性的で自立的な発展を図るとともに、県外や都市圏域相互における人、モノ、情報の円滑な連携を支えるネットワークの充実により、より魅力的で活力ある県土・都市づくりを進めます。

そこで、県土・都市づくりの要となる拠点および連携軸を設定し、自立と連携の方向性を定めます。

● 自立と連携の都市づくり ●



* 抛点は、県土の骨格を形成する中核、広域抛点、新たなゲートを示しています。
また、連携軸は広域連携軸を示しています。



拠点の維持・育成

自立と連携を通じた都市づくりのため、県土や都市圏域の自立的な発展をリードする拠点を位置づけます。

<新たなゲート>

- 首都圏や全国、世界との交流連携を実現する機能を備えた神奈川の新たな窓口(ゲート)となる拠点
 - ・県内に集積する産業や拠点との連携によって新しい産業の創出・育成などを図るため、交通基盤の整備や都市機能の集積を誘導し、拠点としての形成をめざします。



全国、世界との新たな窓口

<中核拠点>

- 首都圏の中核となる拠点
 - ・国際化、情報化の進展に対応した中枢業務管理、県内外からの多様なニーズを満たす総合性や専門性のある商業機能や、芸術・文化、研究、国際交流など、複合的な都市機能の集積を図ります。



総合的・複合的な機能集積

<広域拠点>

- 県全体の広域的な観点に立った役割を有し、都市圏域全体の自立をけん引する拠点
 - ・生活圏や経済活動の広がりに対応した商業、業務、研究開発、アミューズメント、教養文化、福祉・医療など、高度で多様な都市機能の集積を図ります。



自立けん引する機能集積

<地域の拠点>

- 都市圏域の自立を支える拠点
 - ・地域的なニーズにきめ細かく対応し、生活に密着したコミュニティレベルでの便利で快適な暮らしを支える商業・業務・サービスなどの都市機能の集積を図ります。



防災対策、支援活動

連携軸の整備・機能強化

県内外の連携や、自立した地域の機能を支えあう地域間連携を促進するため、「多層・多機能型の都市構造」に対応した連携軸を設定します。

県外や都市圏域間などの交流・連携を促進するために、自動車専用道路やリニア中央新幹線の整備を図ることのほか、既存の道路・鉄道や公共交通など既存ストックを有効活用しながら、地域の状況に応じた土地利用のあり方とも連動して、人、モノ、情報が効率よく行き来できるようにするため、連携軸の整備・機能強化を図ります。



県内主要都市への通勤・通学

<広域連携軸>

- 防災、環境、産業、観光といった広域的な課題への対応を図るために、県域を超えた交流連携を促進する軸

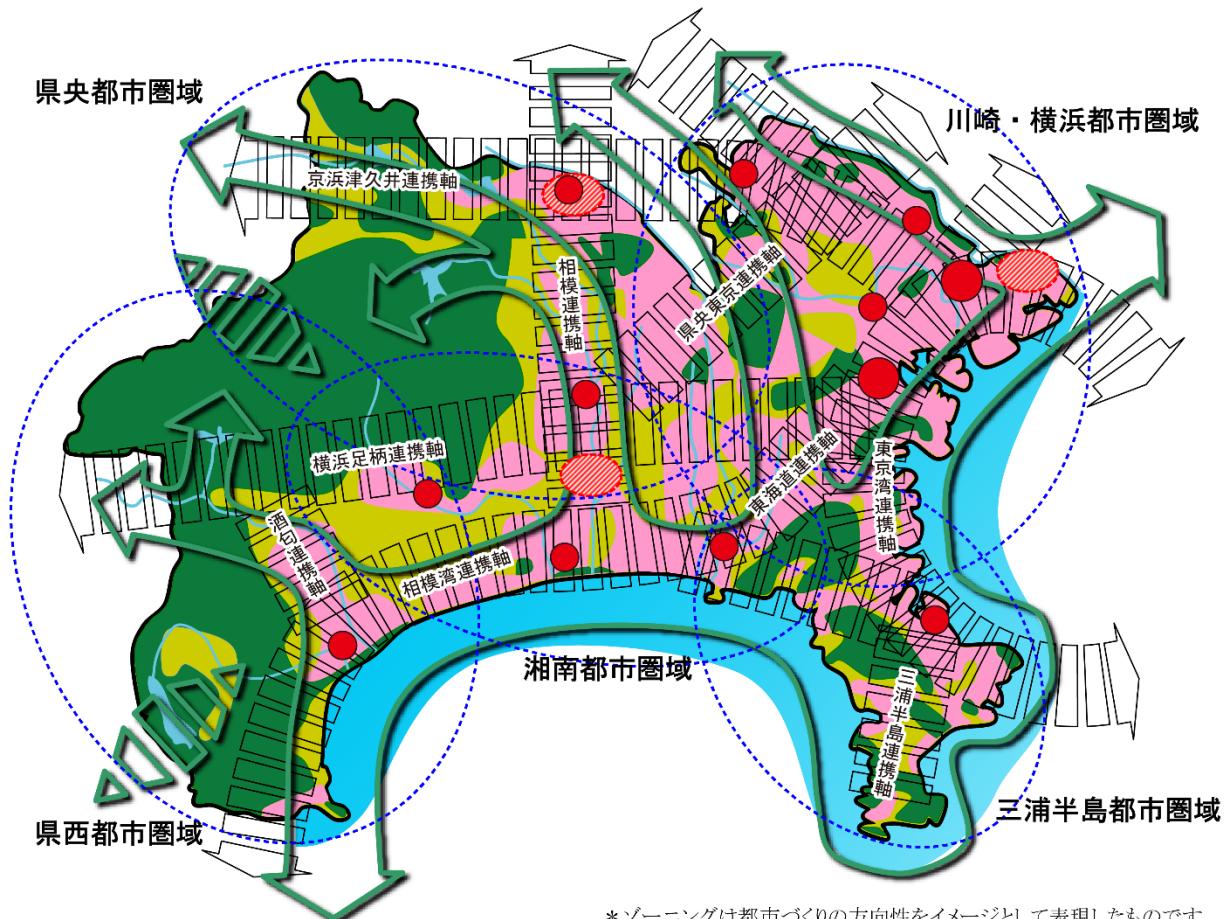
<県土連携軸>

- 都市圏域の自立と持続的成長、県全体の魅力向上を図るために、主として都市圏域間・都市拠点間の交流連携を促進する軸

<都市連携軸>

- 個性ある都市圏域の形成を図るために、地域の特性を踏まえた効果的な交流連携を促進する軸

● 将来の県土・都市像 ●



凡例

<環境共生>

■ 複合市街地ゾーン

- ◇鉄道駅や公共交通の利便性を生かした「歩いて暮らせるまちづくり」
- ◇多様な機能を持った質の高い市街地の実現

■ 環境調和ゾーン

- ◇都市と自然の調和・つながりを育む土地利用
- ◇地域特性に応じた魅力の創造・発揮

■ 自然的環境保全ゾーン

- ◇まとまりのあるみどりの保全、周辺環境との一体的なうるおいの創造
- ◇価値ある環境を生かして伸ばす交流の促進

➡ 水とみどりのネットワーク

- ◇特色ある風土・環境・景観を生かし育み、都市と自然との調和・共生を促進
- ◇山・川・海の連続性を踏まえた循環・自然共生型のうるおいある県土の創造

◀▶ 県境を越える山なみエリアの連続性

<自立と連携>

● 中核拠点

- ◇首都圏の中核的な拠点として、複合的な都市機能を集積

● 広域拠点

- ◇県全体の広域的な機能、都市圏域全体の自立をけん引する高度な都市機能の集積

● 新たなゲート

- ◇全国や世界との交流連携の窓口として、交通基盤の整備と拠点を形成

➡ 整備・機能強化する連携軸

- ◇自立した地域の機能を支えあう交通ネットワークの整備と既存ストックの機能強化
- ◇防災、環境、産業、観光といった広域的な課題への対応

○ 都市圏域

- ◇地域の個性を生かした自立ある発展
- ◇人、モノ、情報の円滑な流れを促す連携軸による活力ある都市づくり

都市圏域別都市づくりの基本方向

「県土・都市像」(地域の個性を伸ばし、活力と魅力あふれる強靭な都市 かながわ)の実現に向けた「環境共生」と「自立と連携」の2つの県土・都市づくりの方向性を踏まえて、広域的かつ総合的な都市づくりに取り組んでいく必要があります。

神奈川は、首都圏という大消費地に位置するとともに豊かな自然的環境を有しています。各地域に魅力ある歴史・文化資源が存在している一方、先端的な技術産業や大学、企業の研究施設が集積しているなど、今後の時代を切り開く優れた潜在能力と豊かな個性を有しています。

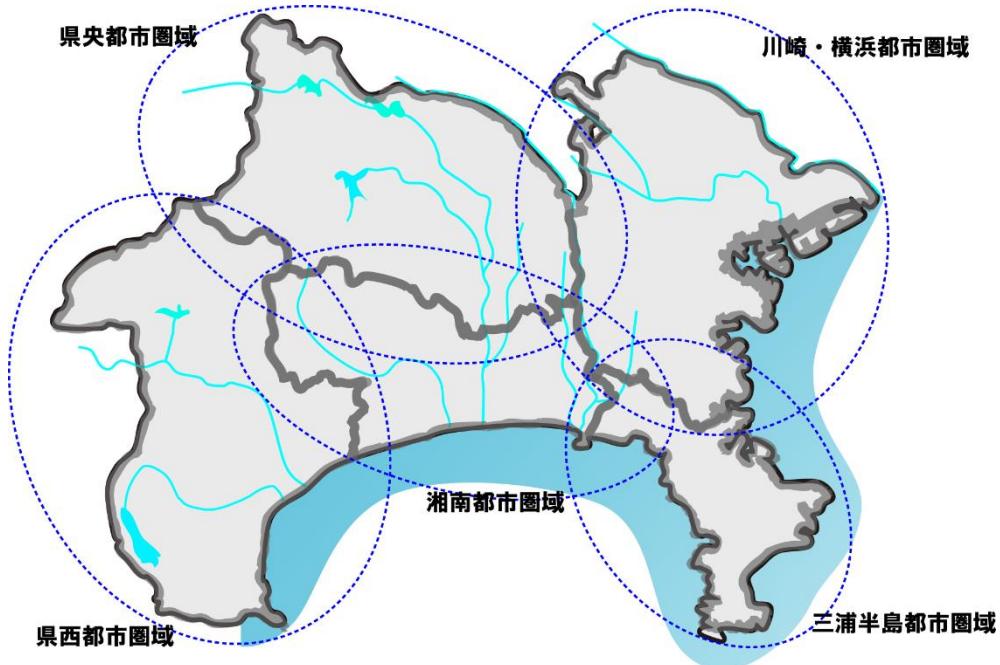
これからは、それぞれの個性を伸ばすとともにそれらが相互に連携することで、神奈川の持つ潜在能力をさらに高め、住む人、訪れる人のすべてが多様な選択を行える県土づくりを市町村や県民などと協働で進めることができます。

また、SDGsの理念を共有し、人口減少社会の本格化などを踏まえて、「質的向上・県土の適切な利用と管理」、「スマートシティ」、「ダイバーシティ(多様性)」、「レジリエンス(強靱性)」といった観点を重視しつつ、ESG投資、民間活力の活用、特区制度との連携なども図りながら、人を引きつける魅力ある都市づくりを進めることができます。

そのため、「川崎・横浜都市圏域」、「三浦半島都市圏域」、「湘南都市圏域」、「県央都市圏域」、「県西都市圏域」の5つの都市圏域ごとに、それぞれの個性を生かした広域的な都市づくりの基本方向を示します。

なお、指定都市(横浜市、川崎市、相模原市)には、都市計画に関する権限が大幅に移譲されていますが、県全体の都市づくりや都市圏域間の交流と連携などの観点を踏まえて、川崎・横浜都市圏域、県央都市圏域においても都市づくりの基本方向を示すこととし、県と指定都市は、都市づくりのあり方の共通認識をより一層深めていきます。

● 都市圏域図 ●



1 川崎・横浜都市圏域

川崎・横浜都市圏域は、2市(川崎市、横浜市)で構成され、県土の北東部に位置します。

都市づくりの目標

産業・文化が世界と交流し、国際的な魅力あふれる都市づくり

先端技術産業や数多くの研究機関が集積する川崎と、開港以来、海外から様々な文化を取り入れ新たな産業を生み出してきた横浜からなる「川崎・横浜都市圏域」では、これまでに果たしてきた経済の活性化や国際交流・文化交流をさらに充実させ、世界に向けて発信・発展する国際的な魅力あふれる都市づくりをめざします。

◆地域の魅力

- 神奈川全体の自立的な発展を支え得るマーケットを有している
- 高度な産業や優れた人材などが豊富に集積している
- 世界に向かって開かれ、海外の諸都市と交流・連携する力がある

◆地域の課題

- 人口減少や高齢化に対応した都市づくり
- 効率的な都市構造・土地利用
- 県のみならず首都圏を支える活力ある産業の創出
- 環境配慮と都市のみどりの保全・創出
- 災害リスクへの対応

◆基本方向

川崎・横浜都市圏域は、これから神奈川全体の自立・発展をけん引する地域として、また、首都圏全体の中核的な都市としての役割を果たしていくことが重要です。

そのため、既存ストックの集積を活用しながら多彩な人材の活躍機会・ビジネスチャンスなどを生み出し、首都圏・全国・世界とのつながりの中で、その活力を生かしていくことが重要となります。特に、世界との交流連携を通じて人材・企業・情報など新たな資源を獲得していくために、国際競争力を一層強化していくことが必要です。

さらに、SDGsの理念を共有し、少子高齢化の進行などを踏まえて、「質的向上・県土の適切な利用と管理」、「スマートシティ」、「ダイバーシティ(多様性)」、「レジリエンス(強靭性)」といった観点を重視しつつ、ESG投資、民間活力の活用、京浜臨海部ライフィノベーション国際戦略総合特区との連携なども図りながら、人を引きつける魅力ある都市づくりを進めることができます。

一方、多摩川や鶴見川沿いの自然空間や東京湾岸の水辺空間、多摩丘陵のみどりなど都市に残された貴重な自然的環境との調和を図りながら、多様な人々のニーズに応じた、より質の高い安全で機能的な都市づくりを進める必要があります。

環境共生の方向性

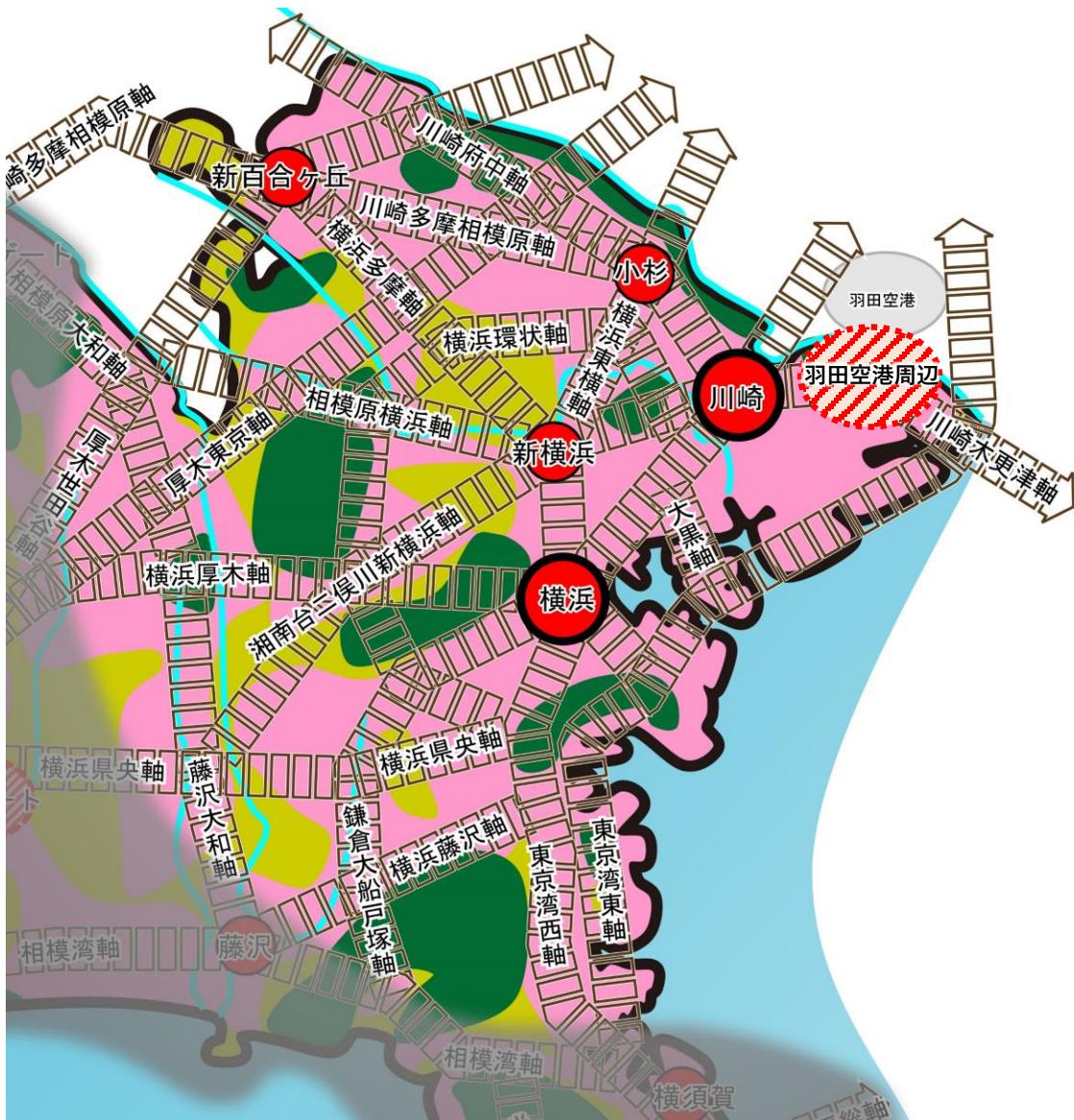
- 複合市街地ゾーン(海側) 首都圏の中核的な機能の強化
- 複合市街地ゾーン(内陸) 鉄道駅を中心とした自立的コミュニティの形成
- 環境調和ゾーン 計画的な宅地誘導、地域特性に応じた環境保全
- 自然的環境保全ゾーン 貴重な自然的環境・資源の保全と活用

自立と連携の方向性

- 新たなゲート 世界との接点、京浜臨海部の機能更新

- 中核拠点 全国・世界に開かれた都市の拠点性の向上
 広域拠点 圏域の自立性を高める都市機能の集積
 連携による機能向上 国際競争力や防災性の向上に資する広域的なネットワークの形成、圏域内外の流動性の向上、交流連携による地域資源の有効活用

● 川崎・横浜都市圏域の都市づくりの方向性 ●



*連携軸は、都市連携軸としての機能を合わせ持った県土連携軸を示しています。
 *ゾーニングは都市づくりの方向性をイメージとして表現したものです。

凡例	<環境共生>	<自立と連携>	
	複合市街地ゾーン	中核拠点	□□□□ 県土連携軸 (都市連携軸)
	環境調和ゾーン	広域拠点	
	自然的環境保全ゾーン	新たなゲート	

2 三浦半島都市圏域

三浦半島都市圏域は、4市1町（横須賀市、鎌倉市、逗子市、三浦市、葉山町）で構成され、県土の南東部に位置しています。

都市づくりの目標

半島のみどりと海に調和し、生き生きとした都市づくり

三方を海に囲まれ、変化に富んだ海岸線を有し、多摩丘陵から続くまとまったみどりや古都鎌倉の豊かな歴史と伝統に恵まれた「三浦半島都市圏域」では、これらの魅力的な地域資源の保全・再生を図るとともに、水やみどりと共生した都市的環境を創造することで、人々がうるおいをもって快適にくらせるようにするとともに、首都圏や海外から多くの人が訪れる「公園」のような、交流が活発な都市づくりをめざします。



水とみどりに恵まれた環境



広くまとまりのある農地



地域特性を生かした産業の立地

◆地域の魅力

- 風光明媚で気候温暖、自然に恵まれた暮らしやすい環境である
- 川崎・横浜の大消費地と近接し、産業ポテンシャルが高い

◆地域の課題

- 人口減少・高齢化を踏まえた生活環境の維持
- まとまりのあるみどり、農地の保全
- 産業ポテンシャルを生かした企業の立地集積
- 交通渋滞の緩和に向けた幹線道路の整備と公共交通の利用促進
- 地形条件などに起因する自然災害への対応

◆基本方向

三浦半島都市圏域は、都市圏域全体が「公園」のような魅力を發揮していくために、半島の多くの部分を占め、地域の個性を育んできた自然的環境の保全と活用を図るとともに、それと調和・共生した都市的環境を形成することが必要です。

また、恵まれた自然的環境を生かして自立性と活力を高めていくことが重要であり、知的産業の誘致、新たな人材、知恵・技術の獲得などができる魅力ある都市づくりや、農水産物など特色ある地域の資源・産業を活用して、「半島で暮らす」魅力や観光の魅力を高めることで、交流の活性化を図る必要があります。

さらに、SDGsの理念を共有し、人口減少社会の本格化などを踏まえて、「質的向上・県土の適切な利用と管理」、「スマートシティ」、「ダイバーシティ（多様性）」、「レジリエンス（強靭性）」といった観点を重視しつつ、ESG投資、民間活力の活用、観光の核づくり、国家戦略特区との連携なども図りながら、人を引きつける魅力ある都市づくりを進めることができます。

環境共生の方向性

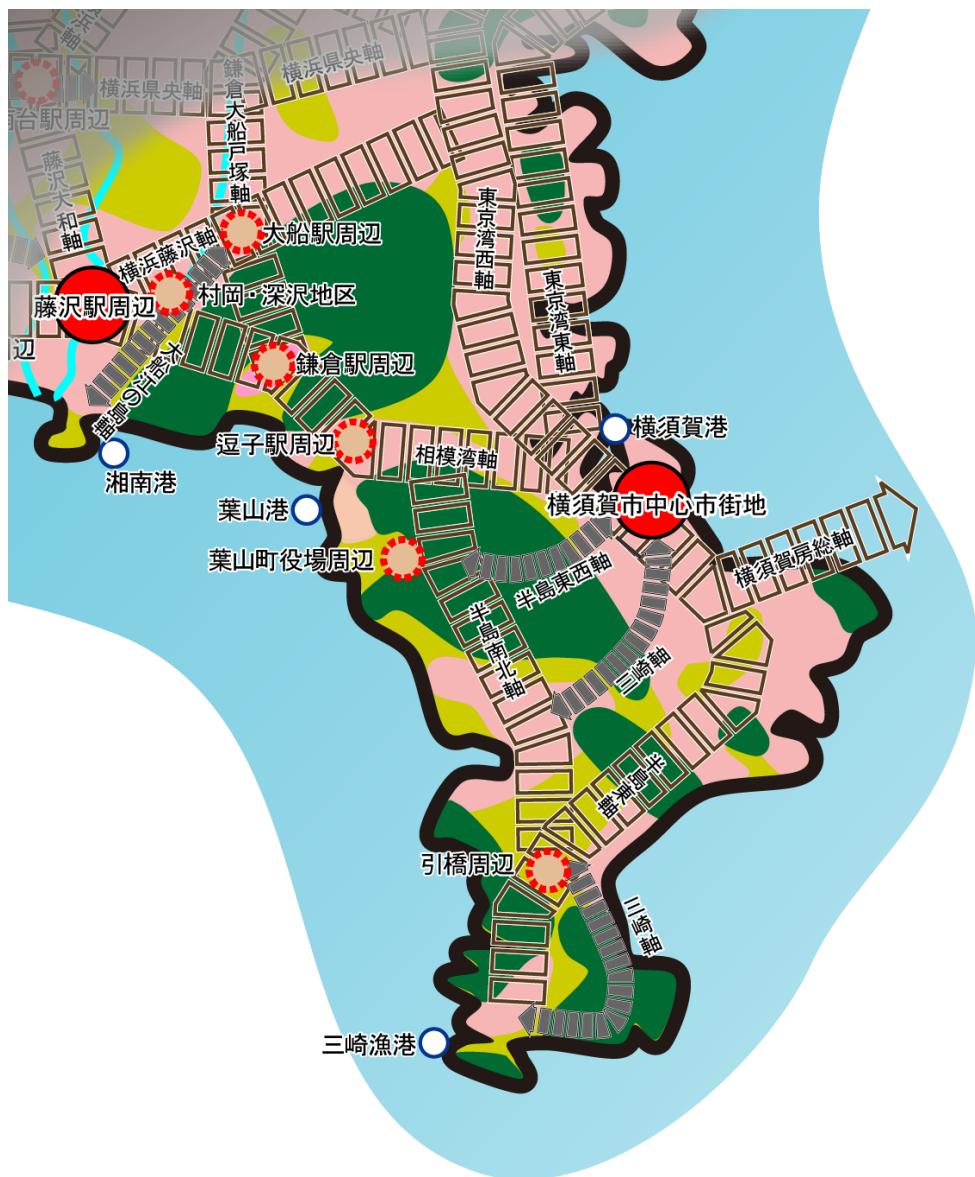
- 複合市街地ゾーン……………土地の有効活用、利便性の高い市街地の形成
- 環境調和ゾーン……………生態系などへの配慮とメリハリある土地利用
- 自然的環境保全ゾーン……………まとまったみどりの育成・活用

自立と連携の方向性

- 広域拠点……………企業や人材の活動を支える高度な都市機能の集積
- 地域の拠点……………都市圏域の自立を支える拠点の維持・育成

連携による機能向上 大規模なマーケットを視野に入れた産業・観光などの活性化の促進、地域の特性を踏まえた都市づくりを支える連携軸

● 三浦半島都市圏域の都市づくりの方向性 ●



* ゾーニングは都市づくりの方向性をイメージとして表現したものです。

凡 例	<環境共生>	<自立と連携>	
	複合市街地ゾーン	広域拠点	国土連携軸 (都市連携軸)
	環境調和ゾーン	地域の拠点	都市連携軸
	自然的環境保全ゾーン		

3 県央都市圏域

県央都市圏域は、6市1町1村(相模原市、厚木市、大和市、海老名市、座間市、綾瀬市、愛川町、清川村)で構成され、県土の中央北部に位置しています。

都市づくりの目標

森や川と共生し、うるおいと活力あふれる都市づくり

丹沢や相模川を中心とした森林・川・湖・清流などの自然と、活気ある都市とがバランスよく存在する「県央都市圏域」では、水源を守り、河川沿いにつらなる豊かな自然的環境を保全・再生するとともに、広域的な交通結節機能を踏まえた生活環境や生産環境の整備を図り、うるおいと活力にあふれる循環型の都市づくりをめざします。



市街地にうるおいを与える豊かな自然



交通の要衝としての成長



広域的な連携の拡大

◆地域の魅力

- 自然的環境と都市的環境とが共生して地域を形成している
- 広域的な交流連携、市場拡大が可能な交通の要衝である

◆地域の課題

- 人口減少・高齢化を踏まえた生活環境の維持
- 企業の立地ニーズにこたえる産業用地の創出
- 貴重な水源環境の保全
- 公共交通の充実による過度な自動車依存の改善
- 多様な主体による農地の保全
- 防災力、減災力の高いまちづくり

◆基本方向

県央都市圏域は、自然と都市とがバランスよく存在する特色を伸ばし、生かしていくことが重要であり、自然・都市、生活・産業の調和・均衡のとれた都市づくりを進める必要があります。

また、都市圏域全体の活力を充実させていくために、自然・歴史・文化や大学・研究機関の集積など様々な地域資源を活用した魅力ある都市づくりを進めるとともに、広域的な交通の要衝としての強みを生かし、产学研連携など、多様な主体間での交流連携を一層促進していくことが必要です。

さらに、SDGsの理念を共有し、人口減少社会の本格化などを踏まえて、「質的向上・県土の適切な利用と管理」、「スマートシティ」、「ダイバーシティ(多様性)」、「レジリエンス(強靭性)」といった観点を重視しつつ、ESG投資、民間活力の活用、さがみロボット産業特区との連携なども図りながら、人を引きつける魅力ある都市づくりを進めることが必要です。

環境共生の方向性

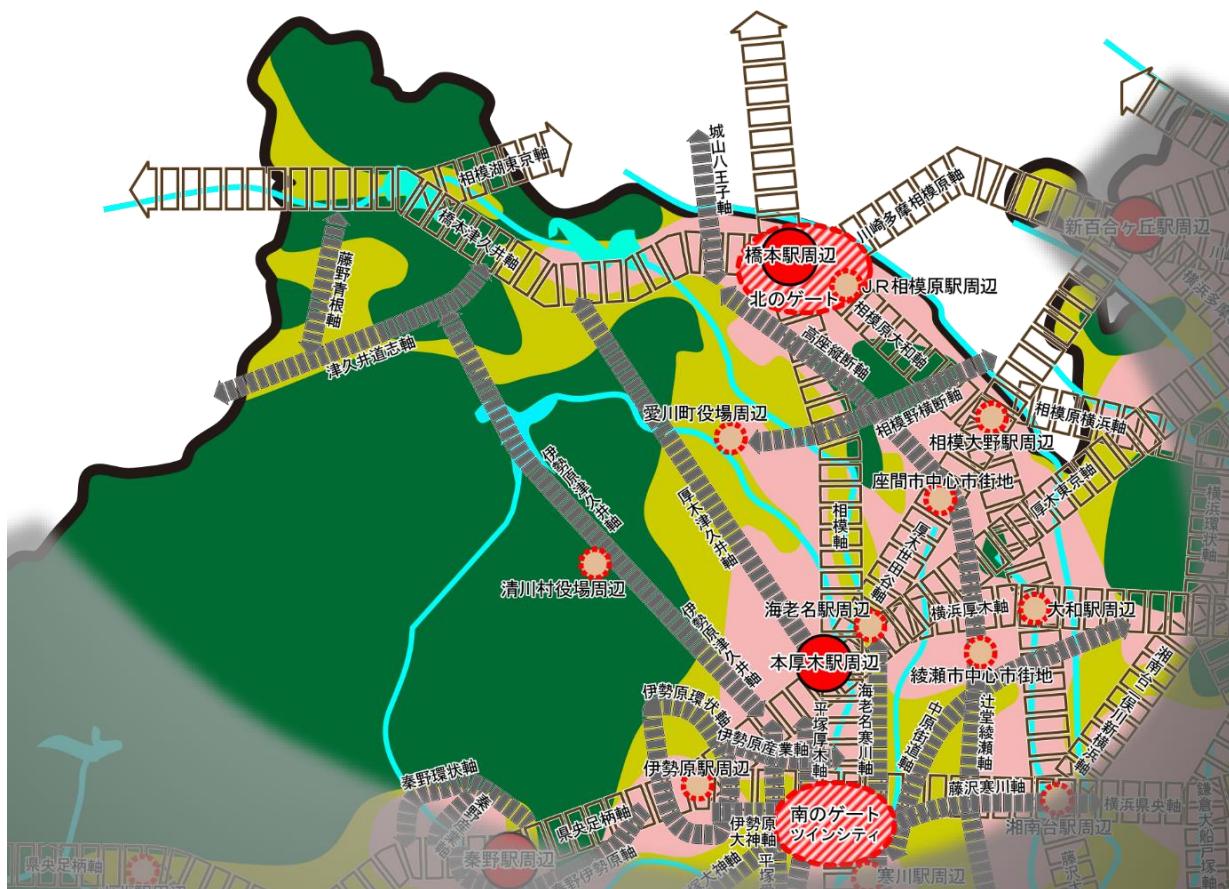
- 複合市街地ゾーン……………多様な選択肢を提供可能な都市づくり
- 環境調和ゾーン……………ゆとり志向に対応した、魅力ある地域環境の維持・充実
- 自然的環境保全ゾーン……………多様な主体による自然的環境の保全・再生

自立と連携の方向性

- 新たなゲート……………全国との交流連携の窓口となる新たな拠点づくり
- 広域拠点……………交通の要衝としてのポテンシャルを生かした機能集積
- 地域の拠点……………都市圏域の自立を支える拠点の維持・育成

連携による機能向上 多様な活動の新たな展開を促す広域的なつながり、連携の拡大、地域の特性を踏まえた都市づくりを支える連携軸

● 県央都市圏域の都市づくりの方向性 ●



* ゾーニングは都市づくりの方向性をイメージとして表現したものです。

凡 例	<環境共生>		<自立と連携>		県土連携軸 (都市連携軸)
	複合市街地ゾーン	環境調和ゾーン	広域拠点	新たなゲート	
	■	■	●	●	→
	■	■	●	●	→
	■	■	●	●	→

4 湘南都市圏域

湘南都市圏域は、5市3町(平塚市、藤沢市、茅ヶ崎市、秦野市、伊勢原市、寒川町、大磯町、二宮町)で構成され、県土の中央南部に位置しています。

都市づくりの目標

やまなみをのぞみ、海と川が出会い、歴史を生かし文化を創造する都市づくり

湘南のなぎさや相模川、丹沢のやまなみの遠景などの自然資源や相模湾沿岸に広がる旧別荘などの歴史・文化的資源に恵まれた「湘南都市圏域」では、貴重な地域資源を広域的に保全・活用し、県土のうるおいの軸として育むとともに、広域的な交通基盤の整備と合わせた都市機能の集積などにより、地域の価値や魅力を一層高め、優れた環境と地域力を備えた都市づくりをめざします。



街道筋に育まれた歴史的資源



多くの人を魅了するなぎさ



環境を守る様々な取組み

◆地域の魅力

- 街道によって育まれた歴史などにより豊かな資源が蓄積されている
- 「なぎさ」などの自然が上質な環境を演出し、地域ブランドを育んでいる

◆地域の課題

- 人口減少・高齢化を踏まえた生活環境の維持
- 湘南の美しいなぎさの保全
- 交流連携を促進する幹線道路網の整備
- 企業の操業環境保全と産業活力の維持向上
- 湘南海岸に形成された良好な住環境の保全

◆基本方向

湘南都市圏域は、湘南海岸のなぎさや丹沢大山のやまなみなどの特色を生かして、より強い地域ブランドを構築することが重要であり、相模湾や相模川沿いに点在する貴重な地域資源を連携させ、一体的に保全・活用することで、魅力ある景観や質の高い環境を形成していくことが必要です。また、地域ブランドを積極的に活用しながら都市圏域内外での交流連携を活発化させるとともに、新たな生活文化や産業などを生み出す付加価値の高い都市づくりを進める必要があります。

さらに、SDGsの理念を共有し、人口減少社会の本格化などを踏まえて、「質的向上・県土の適切な利用と管理」、「スマートシティ」、「ダイバーシティ(多様性)」、「レジリエンス(強靭性)」といった観点を重視しつつ、ESG投資、民間活力の活用、観光の核づくり、さがみロボット産業との連携なども図りながら、人を引きつける魅力ある都市づくりを進めることができます。

環境共生の方向性

- 複合市街地ゾーン……………地域ブランドを構築・発揮する魅力ある都市空間の形成
- 環境調和ゾーン……………海と山の魅力を融合させる土地利用
- 自然的環境保全ゾーン……………新たな魅力を生み出す山や森林、歴史的まちなみなどの保全・活用

自立と連携の方向性

- 新たなゲート……………「環境共生」のモデルとなる都市拠点の形成
- 広域拠点……………「湘南ブランド」を生かした活力増進と情報発信
- 地域の拠点……………都市圏域の自立を支える拠点の維持・育成

連携による機能向上 …… 広域的な交通利便性の向上に伴う交流連携効果の拡大、地域の特性を踏まえた都市づくりを支える連携軸

● 湘南都市圏域の都市づくりの方向性 ●



* ゾーニングは都市づくりの方向性をイメージとして表現したものです。

凡 例	<環境共生>		<自立と連携>		県土連携軸 (都市連携軸)
	複合市街地ゾーン	環境調和ゾーン	広域拠点	新たなゲート	
	■	■	●	●	↔ 都市連携軸
	■	■	●	●	↔ 都市連携軸
	■	■	●	●	↔ 都市連携軸

5 県西都市圏域

県西都市圏域は、2市8町(小田原市、南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町、箱根町、真鶴町、湯河原町)で構成され、県土の西部に位置しています。

都市づくりの目標

歴史と自然につつまれ、観光と交流 によるにぎわいのある都市づくり

富士・箱根・伊豆に連なる豊かな自然を背景に、山・川・海・湖・温泉、歴史や文化などの観光資源に恵まれた「県西都市圏域」では、これらの資源の保全・活用を図りながら、隣接する山梨・静岡両県と連携しつつ国内外から多くの人が訪れ、交流する地域としての魅力の向上や、地域活力の向上に資する都市機能の集積を図り、「未病の改善」をキーワードに、地域の魅力をつなげて新たな活力を生み出す都市づくりをめざします。

◆地域の魅力

- 国際観光地としての魅力があり、交流・関係人口によるマーケットがある
- 地域資源を生かす「場」の力がある

◆地域の課題

- 人口減少・高齢化に対応した都市の運営と地域活力の維持
- 高齢社会に対応した交通体系の構築
- 中心市街地の商店街の魅力向上
- 切迫性が指摘される地震への対応

◆基本方向

県西都市圏域は、国際的な観光・リゾート地としての優位性を生かして都市圏域全体の魅力と競争力の向上を図ることが重要であり、その強みの元となっている豊かな自然や文化的遺産などの観光資源の維持・活用とともに、交流を通じて地域の価値を一層高めることが必要です。

また、都市圏域の自立性を向上させるために、裾野の広い観光産業の育成を基調としつつ、環境や生活に配慮した新しい産業機能などの立地を促進することが重要です。

さらに、SDGsの理念を共有し、人口減少社会の本格化などを踏まえて、「質的向上・県土の適切な利用と管理」、「スマートシティ」、「ダイバーシティ（多様性）」、「レジリエンス（強靭性）」といった観点を重視しつつ、ESG投資、民間活力の活用、国家戦略特区との連携なども図りながら、人を引きつける魅力ある都市づくりを進めることができます。

環境共生の方向性

- 複合市街地ゾーン……………多彩な交流を支え、住み続けられる環境づくり
- 環境調和ゾーン……………計画的な土地利用による環境・資源の管理
- 自然的環境保全ゾーン……………豊かな自然的環境の維持

自立と連携の方向性

- 広域拠点……………中心市街地の機能強化
- 地域の拠点……………都市圏域の自立を支える拠点の維持・育成
- 連携による機能向上……………広域的な連携による活力向上、ニーズの多様化などへの対応、地域の特性を踏まえた都市づくりを支える連携軸



温泉や城など豊富な観光資源



伝統産業、観光産業、先端産業など
多様な産業機能

● 県西都市圏域の都市づくりの方向性 ●



* ゾーニングは都市づくりの方向性をイメージとして表現したものです。

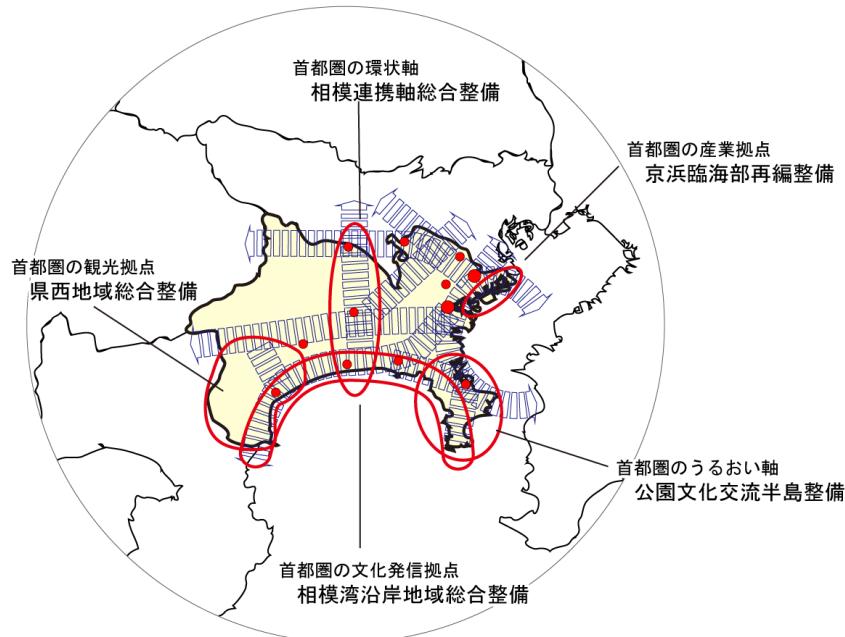
凡例	<環境共生>	<自立と連携>	
	■ 複合市街地ゾーン	● 広域拠点	□□□□ 県土連携軸 (都市連携軸)
	■ 環境調和ゾーン	● 地域の拠点	↔↔↔↔ 都市連携軸
	■ 自然的環境保全ゾーン		

広域的な視点に立った取組み

「県土・都市像」(地域の個性を伸ばし、活力と魅力あふれる強靭な都市 かながわ)の実現を図っていく上で、神奈川が我が国の政治経済の中核としての機能が集中する首都圏の一員であることを踏まえ、県や市町村といった行政の枠組みを越えた広域的な視点にたち、県土だけではなく首都圏全体への波及効果も期待できる取組みを展開していくかなければなりません。

そこで、県域や都市圏域を越えた広域的な視点にたった取組み、あるいはその効果が県土全体の活力をけん引するとともに、県域を越えて波及していくような取組みを、「広域的な視点にたった取組み」として5つ設定し、県土・都市像の実現を図ります。

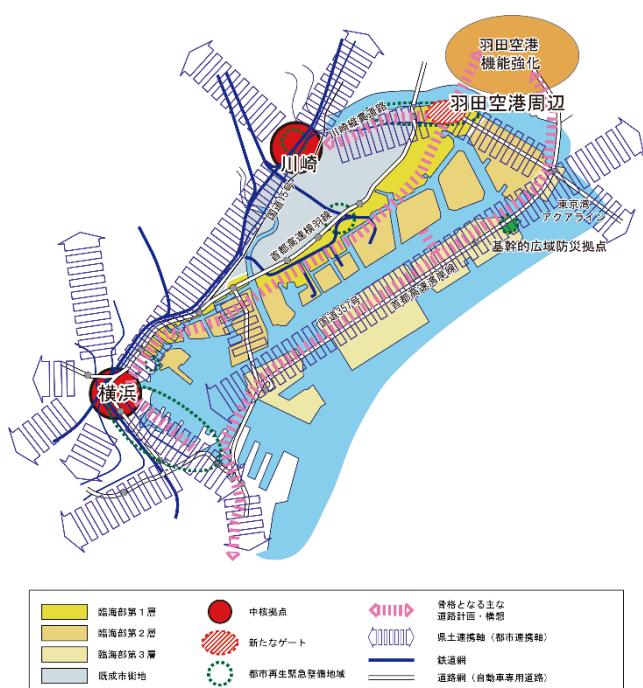
● 広域的な視点にたった5つの取組み ●



取組み	概要
京浜臨海部再編整備	<ul style="list-style-type: none"> ○首都圏における国際的な交流拠点としての機能強化 ○東京湾連携軸の形成 ○水とみどりを生かした環境空間の創出と防災基盤の整備 ○計画的な土地利用の誘導
公園文化交流半島整備	<ul style="list-style-type: none"> ○連携軸の整備・強化 ○「半島で暮らす」魅力の創造 ○歴史と文化の交流拠点の整備 ○みどりの骨格と拠点の創造
相模連携軸総合整備	<ul style="list-style-type: none"> ○南のゲートの形成 ○北のゲートの形成 ○相模連携軸の整備・強化 ○豊かな自然空間の保全とみどりの創造
県西地域総合整備	<ul style="list-style-type: none"> ○回遊性のある交流ネットワークの形成 ○自然と歴史・文化を生かした国際的な観光拠点の形成 ○未病の改善による地域活性化
相模湾沿岸地域総合整備	<ul style="list-style-type: none"> ○山・川・海の連続性をとらえたなぎさづくり ○歴史的建造物と庭園を保全活用した交流・地域づくり ○良好な景観の保全と継承 ○みなとまちづくりの推進 ○海岸の安全性の向上

● 5つの取組みの方針図 ●

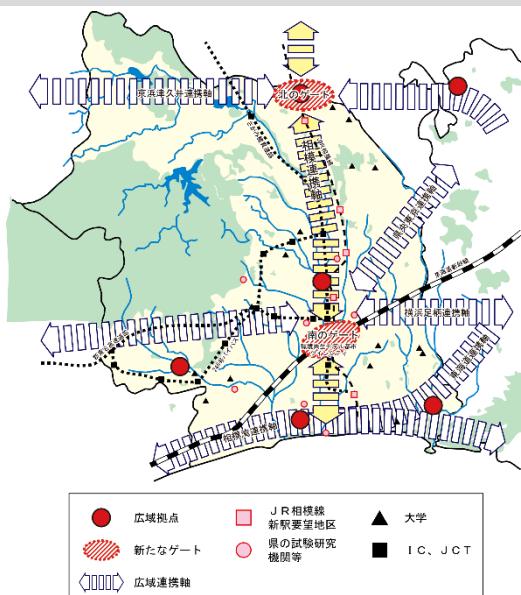
京浜臨海部再編整備



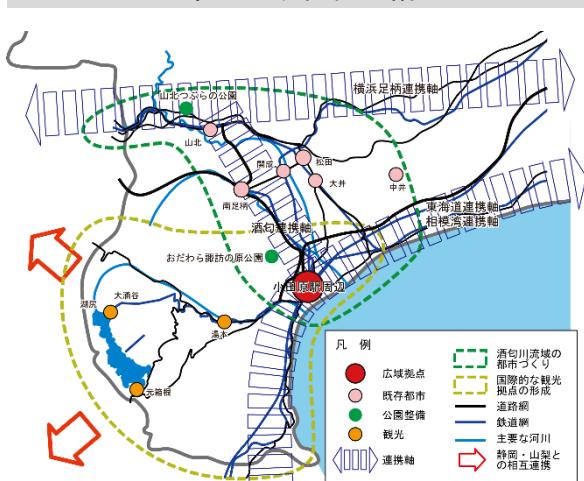
公園文化交流半島整備



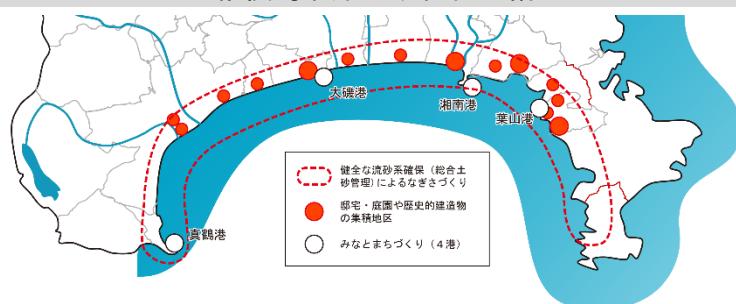
相模連携軸総合整備



県西地域総合整備



相模湾沿岸地域総合整備



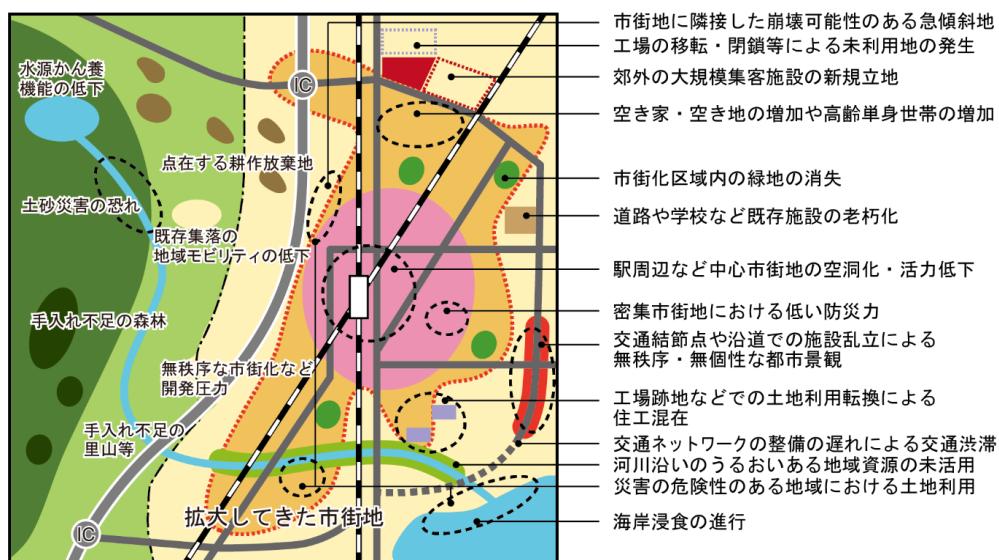
部門別都市づくりの方針

将来(2040 年代前半)を展望した県土・都市像『地域の個性を伸ばし、活力と魅力あふれる強靭な都市 かながわ』を実現するためには、都市づくりの各施策を総合的、計画的に展開していくことが必要です。

そのため、都市の運営という観点から「環境共生」、「自立と連携」の2つの都市づくりの方向性を踏まえて、土地利用、社会資本整備、市街地整備それぞれについて、基本方針を定め施策を展開し、持続可能な魅力ある県土・都市づくりを推進します。

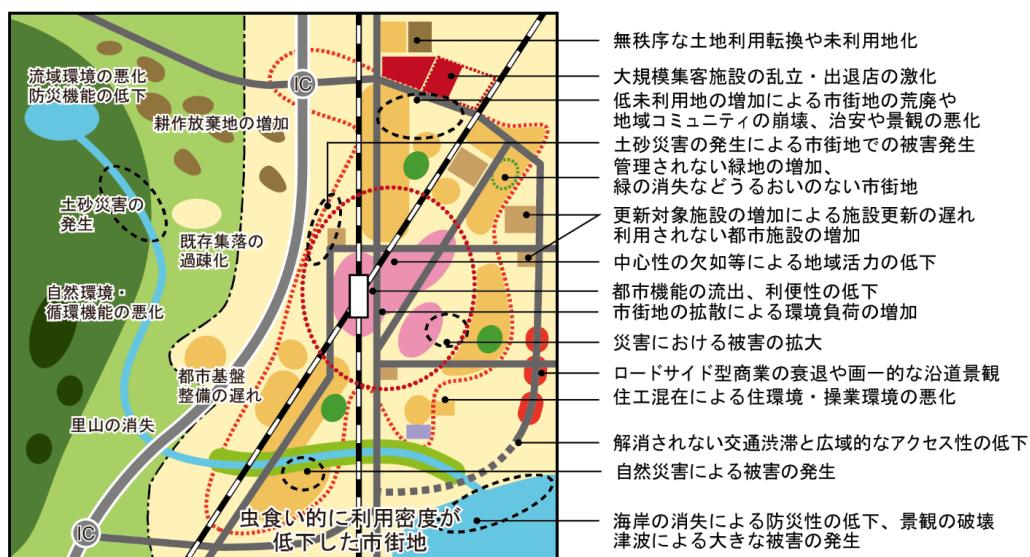
● 「持続可能な県土・都市づくりの考え方」イメージ ●

▼懸念される都市づくりの課題

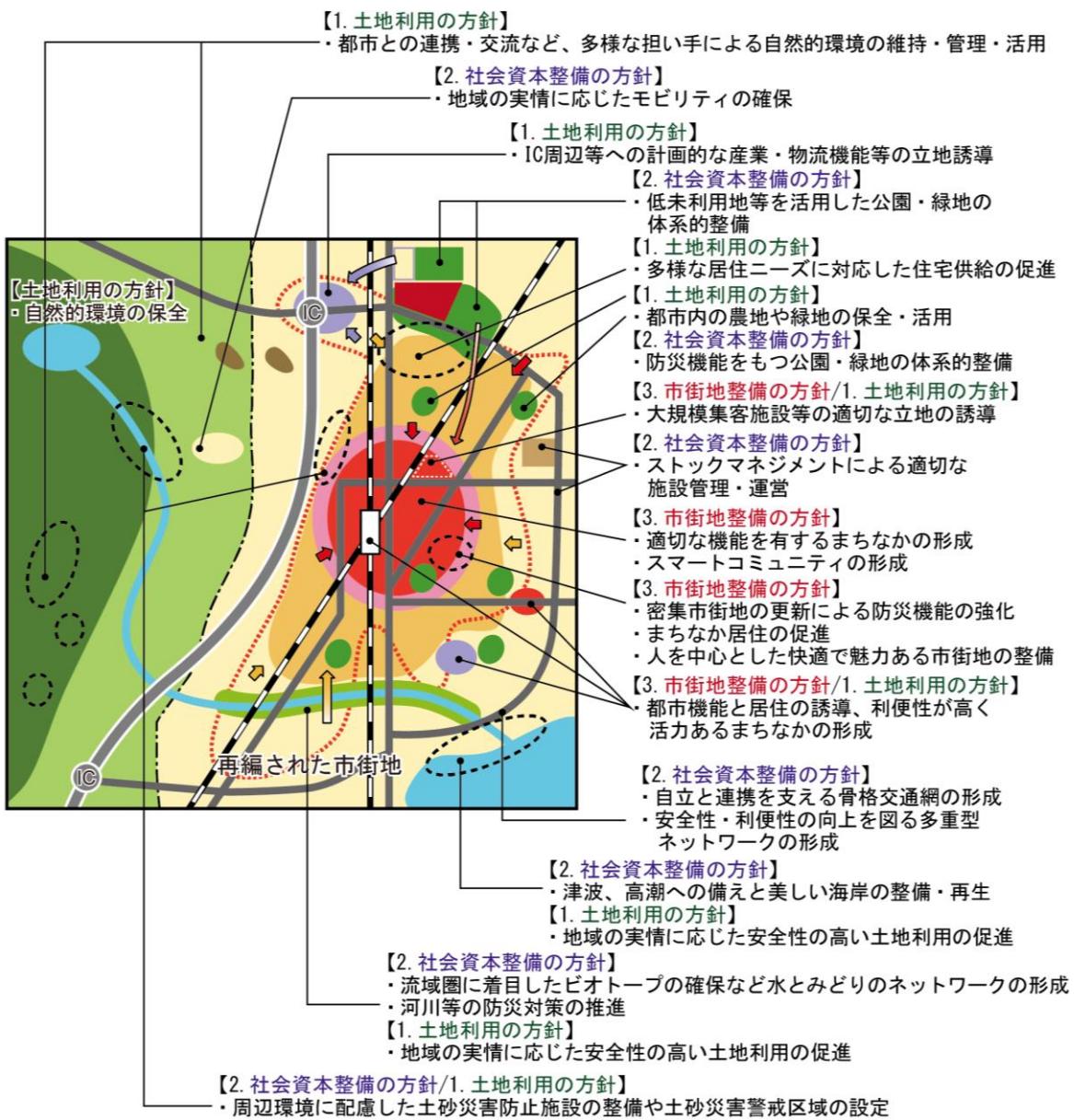


このまま放置すると…

そうならないために…



▼部門別の具体的な取組みイメージ



凡例

■ 商業・業務系市街地	□ 市街化区域界	△ 都市機能の集約化のイメージ
■ 住宅系市街地	■ 市街化調整区域	→ 商業・業務・公共公益機能の集約化
■ 工業系市街地	— 道路	→ 工業機能の集約化
■ 公園・緑地等	—● 高速道路/I.C.	→ 居住機能の集約化
■ 農地	—□ 鉄道/駅	
■ 山・森林等	— 河川	

※上記は様々な都市機能の一部をイメージとして示したものです。

1 土地利用の方針

これからの中高齢・人口減少社会では、これまでに形成された市街地を再編または維持し、県土の適切な利用と管理を行うことが都市づくりの主要な課題となります。

そのため、市街地に内在する防災や環境などの土地利用上の課題解決を図りながら、整序、抑制、促進という3つの視点を踏まえて、地域の自然的土地利用や都市基盤と整合のとれた計画的な土地利用を図っていくことが求められます。

また、県民がゆとりと選択の多様性を実感できる持続可能な魅力ある県土・都市づくりを進めるうえで、長期的なビジョンのもとに事業者などとの連携を図ることにより、新たな産業の創出や多様な都市のニーズに対応した都市機能の集約化を図るなど、効果的な土地利用の再編が求められています。

加えて、特区制度など新たな産業施策との連携、地域の実情に応じた集約型都市構造の実現に向けた居住などの適切な誘導、「都市のスponジ化」対策及び災害の頻発・激甚化に対応した安全性の高い市街地の形成などが求められています。

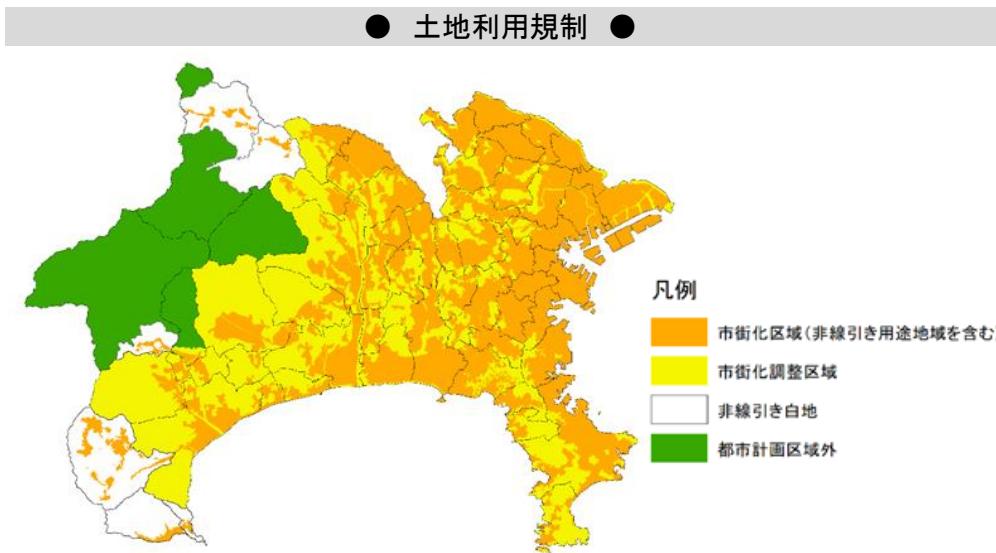
さらに、住民参加のもとに策定される市町村マスタープランに基づく地域地区や地区計画^{*22}などの制度の有効活用、立地適正化計画に基づく都市機能誘導・居住誘導施策の推進などによって、人口減少、防災、福祉、環境などの地域固有の課題にきめ細かな対応を図ることが求められます。

そこで、「環境共生」、「自立と連携」という都市づくりの基本方向を踏まえ、住民参加などを行いながら、地域の実情に応じた計画的・効果的な土地利用を進めています。

土地利用における施策形成の方針として、次のようなものを定めています。

◆施策形成の方針

- 都市計画区域及び区域区分に関する方針
- 線引き^{*23}都市計画区域に関する方針
- 非線引き都市計画区域及び都市計画区域外に関する方針
- 市街地の特性に応じた土地利用の推進
- 住民や民間事業者などの参加による都市づくりの推進



(平成 27 年度神奈川県都市計画基礎調査)
資料:神奈川県 都市計画課

2 社会資本整備の方針

社会資本の整備は、ICT の進展や地球規模の環境問題の顕在化に対応して、その対象とする分野が広がっています。さらに、県民ニーズの多様化に応え、豊かさを実感できるような質の充実をめざしていかなければなりません。

一方で、人口減少・少子高齢社会を迎える、労働力人口が減少するとともに、高度経済成長期に建設された社会資本が更新時期を迎えることなどにより、新しい社会資本整備に対する投資余力の低下が見込まれます。

そのため、これから社会資本整備に当たっては、ストック効果の最大化や施設の適正な維持管理を進めるとともに、選択と集中の徹底による計画的な社会資本整備に加え、近年、頻発している大規模災害にも備え、災害が発生しても最悪な事態に陥ることが避けられるような「強さ」と「しなやかさ」を持った都市づくりに向けて、ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせた施策を推進していく必要があります。

そこで「環境共生」、「自立と連携」という都市づくりの基本方向を踏まえ、環境に配慮するとともに、自立と連携を支える効率的・効果的な社会資本整備を推進します。

社会資本整備における施策形成の方針として、次のようなものを定めています。

◆施策形成の方針

- 循環型、脱炭素型、自然共生型の都市づくりを支える社会資本整備
- 自立と連携を支える交通・情報ネットワークの形成
- 都市の個性や魅力を高める社会資本整備
- 安全・安心な都市づくりに向けた社会資本整備
- 民間資本や県民参加による社会資本整備

*22 地区計画
都市計画法に基づき、地区レベルのまちづくりの要請に応え、住民生活に結びついた地区を単位として、建物の用途や容積率、高さ、道路、公園などの配置等について地区的特性に応じてきめ細かく定め、良好なまちづくりを進める計画。

*23 線引き
線引きは、無秩序な市街化の防止と計画的な市街化を図ることを目的として市街化区域と市街化調整区域とを区分する制度（区域区分）のこと。
また、既に市街化区域として指定されている区域の一部を市街化調整区域へ編入することを逆線引きという。

3 市街地整備の方針

神奈川の既成市街地は、高度成長期の人口増加時に形成された市街地が多く、住工が混在し、老朽化した木造住宅が密集するなど防災性の向上が課題となっています。

また、人口減少・少子高齢化の進行、都市のスポンジ化、身近な犯罪への不安がある中、誰もが安心して住み続けられる市街地の整備や、環境問題が顕在化する中、様々な活動が営まれている既成市街地における環境負荷の低減、脱炭素社会の実現も大きな課題となっています。

さらに、駅周辺などの中心市街地では、商業・業務機能の集積が図られてきましたが、幹線道路沿道の大規模集客施設等の立地に見られるように、情報化の進展などにより生活行動や生産活動の変化が進み、都市機能の集約化による拠点性の維持、向上や市街地周辺との適正な機能分担が課題となっています。また、人口減少の進行や財政制約などを踏まえて、より広域的な観点から都市機能の分担・連携を図ることも必要となっています。

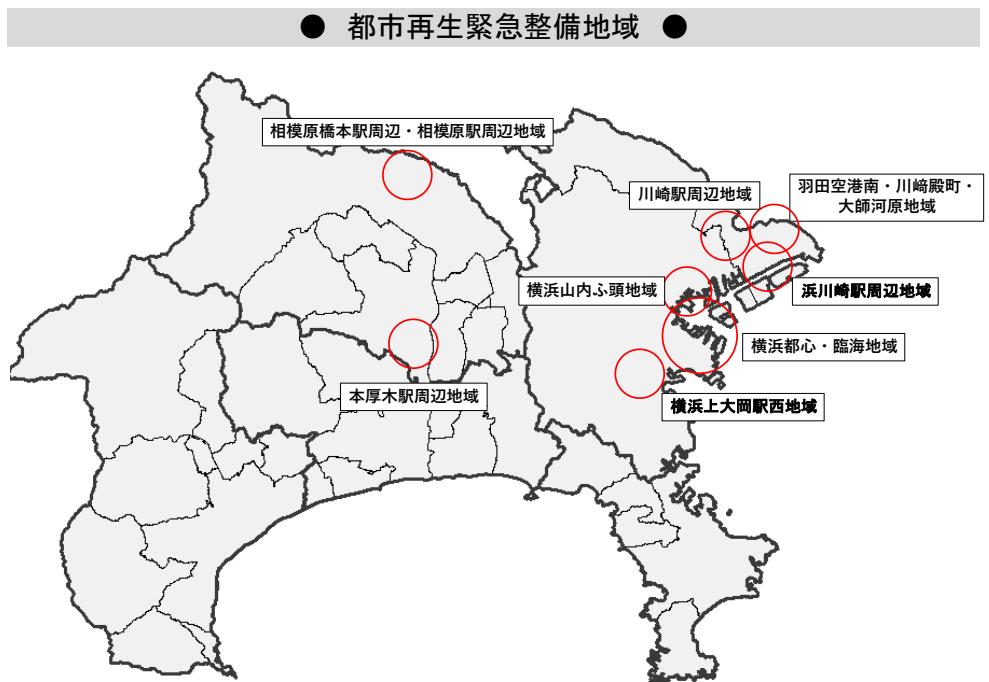
このような様々な課題に対応した既成市街地の再編に当たっては、市街地を形成する多くの建築活動は民間によって行われていることから、民間の果たす役割は大きく、行政はその役割を十分に受け止めるとともに、民間の投資を促す観点からも官民が協働して取組みを進めが必要です。

そこで、「環境共生」、「自立連携」という都市づくりの基本方向を踏まえ、人と環境にやさしい市街地の整備、また、自立と連携を支える個性と魅力あふれる市街地の整備を、官民連携のもと推進します。

市街地整備における施策形成の方針として、以下のようなものを定めています。

◆施策形成の方針

- 既成市街地の更新による機能強化
- 中心市街地における都市機能の回復



都市づくりの推進

県は、市町村との連携による都市づくりを推進するため、都市づくりに係る諸計画や各種事業間の総合調整を図ります。あわせて、官民連携による都市づくり、多様な主体による「共助社会づくり」を推進するため、ソーシャルビジネス、クラウドファンディング^{*24}などの手法も活用しながら、市町村とともに広域的な視点から企業や住民などの都市づくりへの参加や地域を支える担い手の育成を支援します。

また、このプランに基づき都市づくりが計画的、効率的に推進されるよう進行を図ります。

◆県と市町村の連携による都市づくりの推進

- かながわ都市マスターPLANの推進
- 市町村マスターPLANなどの推進
- 広域調整による都市整備の推進

◆多様な主体による都市づくりの推進

- 官民連携を基軸とした都市づくりの推進
- 都市づくりへの参加支援
- 協議型都市づくりによる広域的な取組みの推進
- 大規模災害に備えた都市づくりの推進

◆計画のモニタリング

- 都市情報などの整備
- 都市整備統計年報の策定、都市計画基礎調査のオープンデータ化
- プランの見直し

*24 クラウドファンディング
不特定多数の者が、通常、インターネット経由で他の人々や組織に財源の提供や協力などを行うこと。

○ご意見募集期間 令和2年10月 日()から令和2年11月 日()まで

○ご意見の提出方法

ご意見は、このページの意見等記入用紙をそのままご利用いただくか、「かながわ都市マスターplan改定素案について」と明記して、次のいずれかの方法でお寄せください。

なお、手話を撮影・録画したDVDにより意見を提出される場合は、(2)のみの受付となります。

(1) フォームメール ホームページ

https://dshinsei.e-kanagawa.lg.jp/140007-u/offer/offerList_detail.action?tempString=S0704

※フォームメールとは、ホームページの画面上で意見を入力し、県に送信することができる仕組みです。

(2) 郵送（住所の記載は不要です。）

〒231-8588 神奈川県 県土整備局都市部 都市計画課 都市企画グループあて

(意見募集期間最終日までに必着とします)

(3) ファクシミリ

FAX番号 045-210-8879

お寄せいただいたご意見については、県の考え方を整理し、県政情報センター、各地域県政情報コーナー、県の各土木事務所、県ホームページなどで公表します。

意見等記入用紙 神奈川県 都市計画課 都市企画グループ 行 FAX 045-210-8879

※ご意見は改定素案の「○ページの○○行目について」など、どの部分についてのご意見であるかを、できるだけ詳しくご記入ください。

1 これからの都市づくりに向けてについて

2 都市づくりの基本方向について

3 都市圏域別都市づくりの基本方向について

4 広域的な視点に立った取組みについて

5 部門別都市づくりの方針について

6 都市づくりの推進について

○その他、ご意見を自由にご記入ください。

以下は、差し支えのない範囲でご記入ください。

ご住所:県内(市・町・村) 県外(都・道・府・県) ご年齢: 歳代

ご協力ありがとうございました。



神奈川県

県土整備局都市部都市計画課

〒231-8588 横浜市中区日本大通1 電話(045)210-1111(代表)